

復興の現状と取組

- 1 東日本大震災
- 2 復旧・復興の現状と課題
- 3 復興関連諸制度

平成25年4月25日



復興庁

Reconstruction Agency

1 東日本大震災 3

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 これまでの主な動き

2 復旧・復興の現状と課題 6

＜被災者支援関係＞

- 2-1 避難者・仮設住宅の状況
- 2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績
- 2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組
- 2-4 東日本大震災における震災関連死

＜まちづくり関係＞

- 2-5 災害廃棄物(がれき)処理の状況と課題
- 2-6 主なライフライン・サービス等の応急的復旧状況
- 2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況
- 2-8 鉄道の復旧状況
- 2-9 農地の復旧状況
- 2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表
- 2-11 住宅再建及び高台移転に向けた取組
- 2-12 医療・福祉の復旧・復興状況

＜産業・雇用関連＞

- 2-13 産業の復興状況
- 2-14 産業の復興に向けた取組
- 2-15 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応
- 2-17 雇用の状況
- 2-18 雇用確保に向けた取組

＜人的支援＞

- 2-19 被災自治体の職員確保等に向けた取組

＜多様な担い手による連携＞

- 2-20 企業連携の推進
- 2-21 ボランティア・公益的民間連携

＜原子力災害関係＞

- 2-22 福島県の状況
- 2-23 福島対応体制の強化について
- 2-24 福島復興に向けた予算等
- 2-25 福島復興に向けた制度対応等
- 2-26 個別課題への対応

3 復興関連諸制度等 69

- 3-1 復興庁の体制
- 3-2 復興加速への取組
- 3-3 関連立法
- 3-4 復興関係予算
- 3-5 復興特区制度
- 3-6 復興交付金
- 3-7 取崩し型復興基金について
- 3-8 福島復興に向けた制度

1 東日本大震災

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(平成25年4月10日現在 出典:警察庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	15,883名
イ 行方不明	2,681名
ウ 負傷者	6,143名
エ 震災関連死(※2)	2,303名

(2) 建築物被害

ア 全壊	128,808戸
イ 半壊	269,871戸
ウ 一部破損	740,185戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成24年9月30日現在)。

1-2 これまでの主な動き

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災
 - ・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月2日 東日本大震災財特法成立
 - 第1次補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 第2次補正予算成立(復興経費1兆9,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月7日 復興特別区域法成立
- 12月9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法 成立
- 4月5日 平成24年度予算成立(復興経費3兆7,754億円)
- 4月6日 平成24年度復興庁一括計上予算の配分(箇所付け)について公表(2779億円)
- 6月21日 子ども・被災者支援法 成立
- 7月13日 福島復興再生基本方針閣議決定
- 9月24日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源の見直し
 - ・19兆円を25兆円に見直し
- 1月29日 平成25年度当初予算概算決定(復興経費4兆3,840億円)
 - ・復興庁の司令塔機能の強化
 - ・福島復興再生の加速化
 - ・復興交付金の増額
 - ・津波・原災地域の企業立地促進 等
- 2月1日 福島復興再生総局を設置
- 2月6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興経費3,177億円)
- 3月7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表

2 復旧・復興の現状と課題

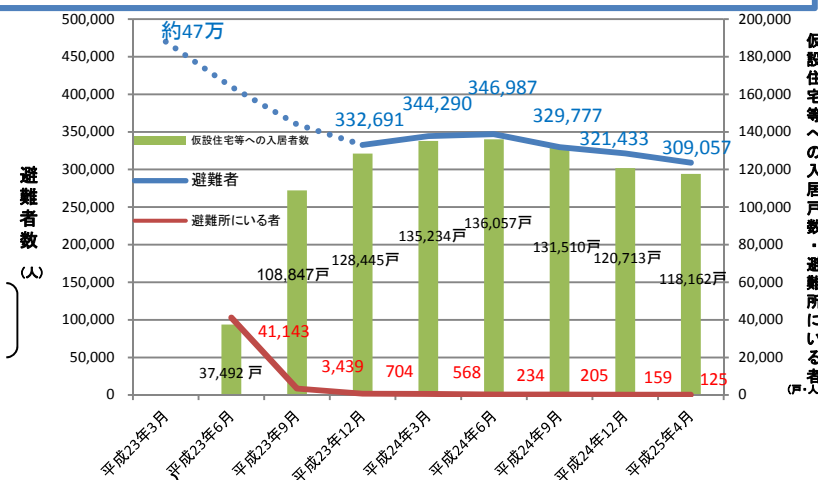
2-1 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は約30万9千人、うち避難所にいる者は125人。避難者のほぼ全てが住宅等に移転済。
- 仮設住宅は約5万3千戸を完成。

(1) 避難者等の減少

	発災3日目 (平成23年3月14日)	現時点(平成25年4月4日) (*2)		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等の数	約47万人	309,057人	125人	293,727人

(*1 緊急災害対策本部資料 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。
*2 復興庁調べ 全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。

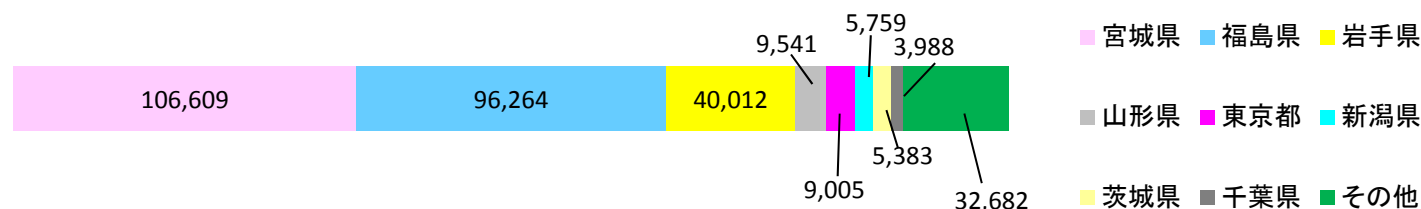


(2) 仮設住宅等の入居状況

〔※厚生労働省調べ(平成25年4月1日現在)〕

	入居者数	入居戸数	備考
公営住宅等	28,865人	10,474戸	全国計
民間住宅	149,172人	59,098戸	全国計
仮設住宅	110,582人	48,102戸	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県

(3) 避難者等の数 (避難先の都道府県別)〔避難先:47都道府県 1,200市区町村〕



【県外への避難等】 岩手県から約 1,600人、宮城県から約 7,800人、福島県から約56,000人

〔復興庁調べ
平成25年4月4日現在〕

2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績



復興庁

Reconstruction Agency

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,669億円の約9割を被災者に配布済（平成25年3月29日現在）
- 災害弔慰金の支給済件数は、19,249件（平成25年3月29日現在）
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は186,491世帯（平成25年3月29日現在）

(1) 義援金の配布状況（厚労省調べ、平成25年3月29日現在）

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,669億円	3,591億円	3,537億円	3,397億円	1,647,397件
	97.9%	98.5%	96.0%	

※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金を集計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（厚労省調べ、平成25年3月29日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	19,249件	19,045件	573億1,250万円	566億3,750万円
災害障害見舞金	72件	68件	1億2,125万円	1億1,500万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、平成25年3月29日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	186,491世帯	170,120世帯	1,481億円	1,360億円
加算支援金	98,319世帯	86,438世帯	1,163億円	1,009億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組



- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、被災者の孤立が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、調査を実施中。

(1) 孤立防止の主な取組

- ①「介護等のサポート拠点」を被災3県で合計115箇所設置し(H25.2.1現在。予定含む)、仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流などを実施。
※ **地域支え合い体制づくり事業** (平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円、25年度予算案23億円)
- ② 高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施。
※ **地域コミュニティ復興支援事業** (平成23年度3次補正予算40億円、平成24年度予備費30億円)

(2) 心のケアの主な取組

- ①岩手・宮城・福島各県に「心のケアセンター」を設置するなど、専門職による訪問支援等を実施。
※ **被災者の心のケア支援事業** (平成23年度3次補正予算28億円、25年度予算案18億円)
- ②心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。
(平成24年度は、宮城県および岩手県の12,943名を対象に調査を行い、平成23年度と比較して睡眠障害が疑われる者の割合の改善がみられた。特に、宮城県での44歳以下の者(特に男性)における改善が顕著であった。平成25年度も同様の調査を行う予定である。)
- ③子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施。
(H24.5月調査実施、H25.7月を目処に報告書作成予定。12月東京都において教職員等を対象に子どもの心のケアシンポジウムを開催予定。)
- ④子どもの発育状況やストレス状況等の調査研究を実施中。
- ⑤子どもを支援する専門職の研修や巡回相談等、被災した子どもの心の支援に関する自治体の取組を支援。

2-4 東日本大震災における震災関連死

- 東日本大震災における震災関連死の死者数は、平成24年9月30日現在で2,303人。
- そのうち発災後1か月以内に亡くなられた方が約5割。66歳以上の高齢者が約9割。

(1) 東日本大震災における震災関連死の死者数（時期別）

都道府県	計	時期別						
		～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～H24.9.10 (1年半以内)	H24.9.11～ (1年半超)
全国計	2,303	423	651	581	359	249	39	1
累計		423 (約18%)	1074 (約47%)	1655 (約72%)	2014 (約87%)	2,263	2,302	2,303

※注1 平成24年9月30日までに把握できた数。

注2 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による者を含む。

注3 本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たもの。

注4 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義。（実際には支給されていない方も含む。）

(2) 対応状況

- ・ 東日本大震災における震災関連死については、①その原因を把握するとともに、②今後の災害への備えを含め、必要な対応策を検討し、平成24年8月21日に「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。
- ・ 福島県における死者数が、発災から1年以上経過した後も他県に比べ多いこと等を踏まえ、福島県に特化して、国と県で連携し、原因の把握を行うとともに対応策を検討し、平成25年3月29日に「福島県における震災関連死防止のための検討報告」を取りまとめた。

2-5 災害廃棄物（がれき）処理の状況と課題

- 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標。
- 被災地において最大限処理を進める一方で、処理が間に合わない分については、広域処理を活用。
- 災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定した処理工程表を作成。

(1) 災害廃棄物処理の現状(岩手県、宮城県、福島県の沿岸37市町村)

【2月末現在】	推計量(A)	撤去済み量(B)	撤去率(B/A)	処理・処分量(C)	処理・処分割合(C/A)
災害廃棄物	1,630万t	1,500万t	92%	836万t	51%
津波堆積物	1,040万t	703万t	68%	229万t	22%

被災地において最大限処理を進めるため、仮設焼却炉や破碎・選別施設を設置。
さらに復興資材として再生利用を進める。

○被災地における仮設焼却炉の設置計画

- ・ 岩手県 2基(合計の処理能力 195トン/日)
 - ・ 宮城県 29基(合計の処理能力 4,495トン/日)
 - ・ 福島県※ 3基(合計の処理能力 570トン/日)
- ※国が代行処理要請を受けて既に建設した2市町分のみ

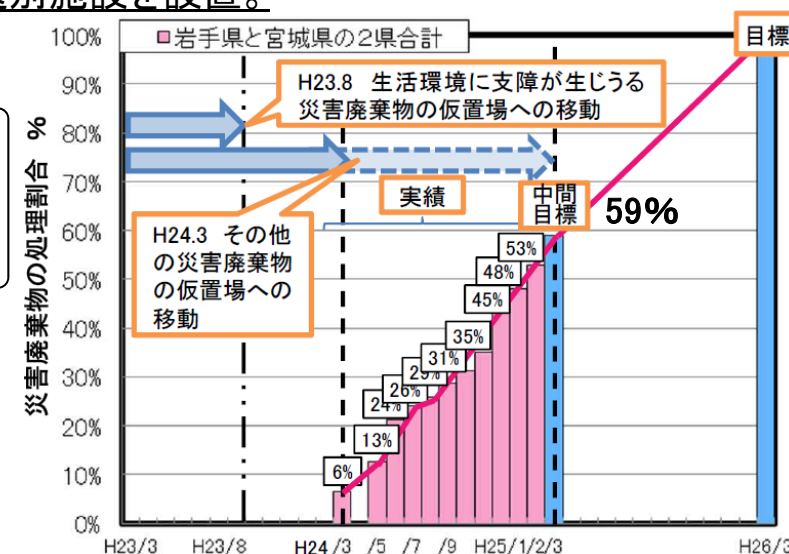


(仙台市設置仮設焼却炉)

(2) 広域処理の状況

○広域処理必要量(3月22日現在)

- ・ 岩手県: 30万トン(うち1万トンが要調整)
 - ・ 宮城県: 39万トン(うち3万トンが要調整)
- 約28万トン
を処理済



(3) 取組の現状

- ・ 平成25年1月25日に「東日本大震災に係る災害廃棄物処理進捗状況・加速化の取組(処理工程表)」を策定。
- ・ 岩手・宮城県では、県内処理体制の整備、広域処理受入先の確保等が進み、平成26年3月末までに処理可能な見込み。
- ・ 福島県では、国の代行による焼却灰等の処分先の確保、仮設焼却炉等の設置に必要な用地の確保が課題。

2-5（参考）災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況



復興庁

Reconstruction Agency

○3県（岩手県、宮城県、福島県）の沿岸37市町村の処理状況（平成25年2月末現在）

	災害廃棄物 等推計量 (万t)	災害廃棄物			津波堆積物		
		推計量 (万t)	処理・処分		推計量 (万t)	処理・処分	
			量 (万t)	割合 (%)		量 (万t)	割合 (%)
岩手県	525	366	159	44	159	16	10
宮城県	1,830	1,103	621	56	728	210	29
福島県	315	161	56	35	153	3	2
合 計	2,670	1,630	836	51	1,040	229	22

※処理対象量の精査の結果、岩手県・宮城県で災害廃棄物が127万トン減少、津波堆積物が83万トン増加。

※福島県の汚染廃棄物対策地域（国直轄処理地域）を除く。

2-6 主なライフライン・サービス等の応急的な復旧状況



復興庁

Reconstruction Agency

○ 主なライフライン、公共サービス等については、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除き、平成23年半ばまでにほぼ復旧。

項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
電 気 (停電最大戸数(東北3県):約258万戸(2011/3/11時点))	 停電:約10.6万戸	約96% (停電約10.6万戸は、家主不在等による送電保留家屋・家屋流出地域・原発警戒区域等で、復旧作業困難。
都市ガス (供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸(2011/3/11時点))	 未供給:約6万戸	約86% (未供給約6万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。
LPガス (供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸(2011/3/11時点))	 未供給:約8万戸	約95% (未供給約8万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。
銀 行 (閉鎖店舗(東北6県及び茨城県):全営業店12%相当の315(2011/3/17時点)。	 閉鎖:41店舗	約85% (閉鎖店舗数41店舗のうち、家屋等流出地域・原発警戒区域等は40店舗。(12/9/28金融庁ウェブサイト掲載計数)

項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
通信(NTT固定電話) (サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方):約100万回線(震災当初))	 サービス停止:約1.0万回線	約99% (電話交換局は原発周辺等一部地域を除き復旧済み。ただし、交換局から利用者宅までの回線断により、サービス停止の場合あり。
通信(携帯電話) (サービス停止基地局数(東北・関東地方、携帯電話4社):約14,800基地局(震災当初))	 停波基地局数:120基地局(2013年3月時点)	約99% (携帯電話の通話エリアについては、原発周辺一部を除き復旧済み。
郵便局 (営業停止局(東北・関東地方):全局53%相当の583局(2011/3/14時点))	 一時閉鎖:50局(2013年3月時点)	約91% (家屋等流出地域・原発警戒区域等含む。
郵便配達 (配達停止エリア(東北3県):全エリア15%相当の44支店等(震災当初))		約100% ・原発警戒区域等を除き、全て配達。
ガソリンスタンド (営業停止(東北3県):主要元売系列SS47%相当の866(2011/3/20時点))		約100% ・家屋等流出地域・原発警戒区域等を除く。

※復旧率は、特段の記載がない限り2012年10月現在

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

- 公共インフラは、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、昨年度から作成してきた事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進しているところ。
- そのため、本格復旧・復興の進捗状況を適切に示すよう、14事業24項目の指標を作成。
- 被害状況と事業内容によって、進捗状況に差はあるが、概ね事業計画と工程表の通りに進んでいると認識。

新たな指標の作成

- ・福島県の警戒区域等については、原則除いており、今後、区域見直しの動向等を踏まえ、インフラ復旧の工程表の作成状況等に応じて指標を作成する予定。

【補足】

- ・ **着工** か **完了** かを分かりやすく記載。
- ・ 今後、指標は節目節目において更新するとともに、事業の進捗に応じて **着工** から **完了** を示す指標への切り替え、指標の追加など、進捗状況を適切に示す工夫を実施。

■指標の例

項 目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 ○○○○ 〔本格復旧に着工した ○○の割合〕	47% 	本復旧工事に着工した箇所数 47 箇所 被災した箇所数 100 箇所
完了 □□□□ 〔本格復旧が完了した □□の割合〕	88% 	本復旧が完了した箇所数 88 箇所 被災した箇所数 100 箇所

事業計画及び工程表と指標を合わせて効果的な事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の一層の推進を図る。

※各指標の分母、分子の定義については、事業の進捗に応じ変更となる可能性あり。

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

○安全・安心のための基盤整備関係(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 海岸対策 (全体) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合) ※H24.12末時点	31%	本復旧工事に着工した地区海岸数 148 地区 被災した地区海岸数 471 地区	完了 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※の割合) ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。 ※H24.11末時点	89%	通常処理に移行した処理場数 65 箇所 災害査定を実施した処理場数 73 箇所
着工 海岸対策 (国施工) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合) ※H24.12時点	100%	本復旧工事に着工した地区海岸数のうち国施工区間(代行政区間含む) 9 地区 被災した地区海岸数のうち国施工区間(代行政区間含む) 9 地区	完了 水道施設 (本格復旧が完了した水道事業数の割合) ※H24.12末時点	46%	本格復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した水道事業数 83 事業 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している水道事業数 179 事業
着工 海岸防災林の再生 (復旧工事に着手した海岸防災林の割合) ※H25.2時点	35%	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距離 49km 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉県)約140 km※ ※警戒区域等を含む	完了 災害廃棄物の処理 (災害廃棄物の処理・処分が完了した割合) ※H24.7末時点	24%	国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物処理・処分量計 4,457 千t 国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物推計量 18,664 千t
完了 河川対策 (本復旧工事が完了した河川堤防(直轄)の割合) ※H24.11末時点	99%	本復旧工事が完了した箇所数 2,112 箇所 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 箇所	河川対策の状況 宮城県北上川 ▶ (被災状況) (本格復旧完了)		

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

○ 交通関係(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 交通網 (直轄国道) 〔本復旧が完了した 道路開通延長の割合〕 ※H24.7末時点	97%	下のうち本復旧完了等の 開通延長 1126.6km 岩手、宮城、福島県内の 国道4号、6号、45号の総 開通延長 1,161 km
着工 交通網 (復興道路・復興支援道路) 〔工事に着手した復興 道路・復興支援道路 の割合〕 ※H24.11.14時点	56%	工事着手済延長※ 309km 計画済延長(事業中+供用 済) 553 km ※工事着手したIC間延長
完了 交通網(鉄道) 〔運行を再開した 鉄道路線延長の割合〕 ※H24.12末時点	88%	下のうち鉄道運行を再開した 路線の延長 2,046.6 km 岩手、宮城、福島県内の旅 客鉄道のうち被災した路線の 総延長 2,318.3 km
着工 交通網(港湾) 〔本格復旧に着手した 産業・物流上、特に重 要な港湾施設の割合〕 ※H24.12末時点	96%	下のうち本格復旧工事に 着手した箇所数 97箇所 被災した港湾のうち、平成 24年度内に本格復旧工事 が完了する産業・物流上、 特に重要な港湾施設の箇 所数 101 箇所

鉄道の状況

三陸鉄道 ▶

〔北リアス線
(田野畑～陸中野田間):
H24.4.1 運行再開〕



港湾の状況

仙台塩釜港 ▶

〔約10箇月ぶりに寄港した
NYK ARGUS
(エヌワイケー アーガス)
【平成24年1月22日撮影】〕

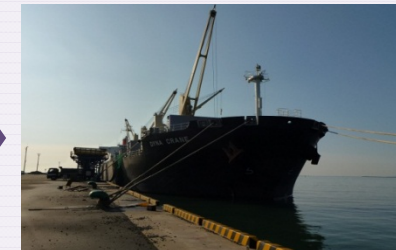


▼ 石巻港

〔平成23年3月24日
岸壁及び荷捌地の被災状況〕



〔平成23年11月27日
大型石炭船入港〕



2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況）

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 復興住宅 〔災害公営住宅の整備 に着手した割合〕 ※H25.2末時点	38%	災害公営住宅の整備に着手した戸数（用地確保が完了した時点） 7,954戸 ----- 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 約21,000戸 ※全体計画未定のため福島県分はいずれも除外	着工 復興まちづくり （被災した造成宅地） 〔宅地造成の工事に着手した地区数〕 ※H25.1末時点	8%	工事に着手した地区数 20地区 ----- 復興交付金の配分可能額通知を受けた地区数 253地区
着工 復興まちづくり （防災集団移転 ^{注）} ） 〔国土交通大臣の同意を得た地区の割合〕 ※H25.1末時点	96%	集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 216地区 ----- 計画策定費配分地区数（復興交付金の調査地区数） 224地区	完了 復興まちづくり （医療施設等） 〔入院の受入制限等から回復した病院の割合〕 ※H24.11末時点	90%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 166箇所 ----- 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所 （応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み）
着工 復興まちづくり （土地区画整理） 〔都市計画決定された地区の割合〕 ※H25.2.6時点	67%	都市計画決定された数 40地区 ----- 復興交付金の調査地区数 59地区	完了 復興まちづくり （学校施設等） 〔復旧が完了した公立学校施設の割合〕 ※H24.11末時点	81%	下のうち復旧が完了した学校数 1,876校 ----- 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,325校
着工 復興まちづくり （漁業集落防災強化） 漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合 ※H25.3末時点	98%	事業地区数（復興交付金の事業費措置地区で当事業により住宅用地の整備を行う地区） 39地区 ----- 当事業により住宅用地の整備を行う地区数 40地区	復興住宅の状況 相馬市井戸端長屋 ▶ 〔工事期間：平成24年2月～平成24年8月〕 〔構造階数：木造平屋建 戸数：12戸〕		

注）防災集団移転促進事業については、複数地区を1地区に統合する等の動きを反映し、想定地区数等を変更。

注）漁業集落防災機能強化事業については、上記以外に住宅用地の整備は行わず水産関係用地や公共施設の整備を行う地区が予定されている。

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

○ 農林水産業関係（被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況）

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 〔津波被災農地面積に対する営農再開可能面積の割合〕 ※H25.1末時点	(見込み) 38% 63% 	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha 加えて、25年度営農再開に向けて5,280haで実施中 津波被災農地面積（青森県～千葉県） 21,480 ha※ ※旧警戒区域等を含む	完了 養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕 ※H24.12末時点（宮城はH24.9末）	77% 	養殖業再開に目途がついた施設数(岩手・宮城) 51,568 施設 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 67,121 施設
完了 漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合〕 ※H24.11末時点	36% 	陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港数 115漁港 被災した漁港数 319 漁港※ ※警戒区域等を含む	完了 定置網 〔大型定置網の復旧の割合〕 ※H25.1末時点	79% 	大型定置網の復旧数 114ヶ統 大型定置網の操業再開希望数 142ヶ統
完了 漁場(養殖) 〔がれき撤去が完了した養殖漁場の割合〕 ※H25.2末時点	90% 	がれき撤去が完了した箇所数 967箇所 養殖漁場の箇所数 1,074 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む	漁港の状況 〔平成24年5月 八戸市〕 ▼ 陸揚げ岸壁の復旧		
完了 漁場(定置) 〔がれき撤去が完了した定置漁場の割合〕 ※H25.2末時点	97% 	がれき撤去が完了した箇所数 973箇所 定置漁場の箇所数 1,008 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む	漁場の状況 〔平成23年3月 気仙沼市〕 ▼ がれき撤去		

 復興庁
Reconstruction Agency

三陸鉄道北リアス線

- ・田野畑～小本間:平成26年4月頃全線運行再開予定

JR山田線

- ・JR山田線復興調整会議にて対応を検討中

三陸鉄道南リアス線

- ・釜石～吉浜間:平成26年4月頃全線運行再開予定〔吉浜～盛間:H25.4.3運行再開〕

JR大船渡線

- ・BRTによる仮復旧を供用開始(H25.3.2)
- ・本格復旧については、JR大船渡線復興調整会議にて対応を検討中

JR気仙沼線

- ・BRTによる仮復旧を供用開始(H24.12.22)
- ・本格復旧については、JR気仙沼線復興調整会議にて対応を検討中

JR仙石線

- ・高城町～陸前小野間:ルート移設等により、平成27年度のうちに全線運行再開を目指す

JR石巻線

- ・浦宿～女川:復旧方針を検討中
- ・渡波～浦宿間:H25.3.16運行再開

JR常磐線

- ・浜吉田～相馬間:ルート移設等により、用地取得を前提に平成29年春頃の運行再開を目指す
- ・亘理～浜吉田間:平成25年3月16日運行再開
- ・原ノ町～広野:「JR常磐線復旧に係る検討チーム」にて復旧方針を検討中

JR常磐線(避難指示区域内)

凡例

- (太線): 運休中
- (点線): 運休中 (運転再開時期のめどが立った区間)
- (細線): 運転中

※BRT:
Bus Rapid Transitの略。
バス専用道等にバスを走らせる高速輸送システム。

＜BRT運行の様子＞



＜BRT運行の様子＞

2-9 農地の復旧状況

○「農業・農村の復興マスタープラン(平成23年8月公表、平成24年4月改訂)」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。

① 農林水産業における農地の復旧状況

○ 6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地21,480haのうち、8,190haで営農再開が可能となった。加えて、25年度営農再開に向けて、5,280haで復旧工事を実施中。(25年1月末時点)

② おおむね3年間で農地を復旧

被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し

	24年度	25年度	26年度	その他	計
岩手県	230	140	350	10	730
宮城県	6,670	4,120	3,440	110	14,340
福島県	460	1,350	1,200	2,450	5,460
青森・茨城・千葉県	950	-	-	-	950
計	8,310	5,610	4,990	2,570	21,480
割合	39%	26%	23%	12%	100%

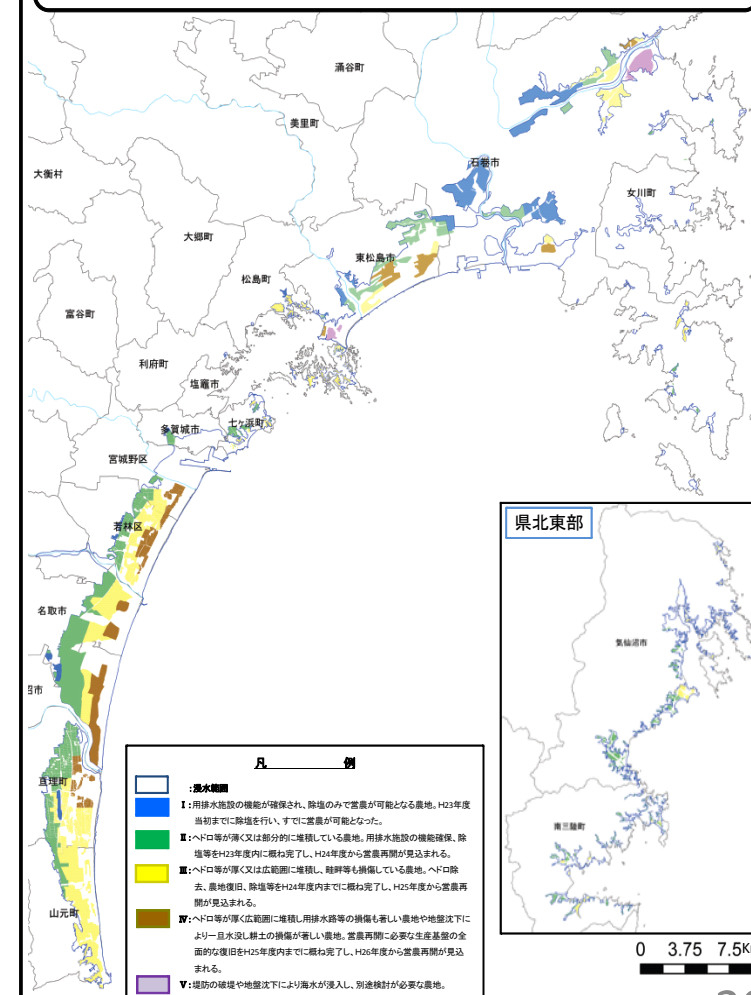
(注) その他は、水没した農地、原子力災害による警戒区域等

出典:農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(平成24年4月)

③ 農地の大区画化の状況

○岩手県、宮城県、福島県においては、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化等を約9,400haで実施中。(25年1月現在)

【参考】宮城県の農地の復旧可能性図面



2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表

○ 公共インフラ、学校施設等に関する国の復興施策について事業計画と工程表等を取りまとめて公表。
(平成24年5月18日更新)

- ①公共インフラ全体版: 対象事業毎に作成。
- ②公共インフラ地域版: 具体的な復旧・復興の姿がわかりやすく見られるよう市町村もしくは路線、施設単位で作成。
- ③公共インフラ以外の復興施策の取組状況を作成。

○ 今後も、節目節目において見直しを行い、取りまとめの上、公表し、市町村における復興への取り組みを支援。

■ 作成内容

○ 事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方
や目標を記載。

○ 工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・
復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要な
H26年度末までの3ヶ年を中心。

■ 公共インフラの対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、
港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁
港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害
公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整
理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、
地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

■ 工程表(例)

公共インフラ地域版 工程表抜粋(宮城県石巻市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画策定の進捗状況 (伊予宮城農公署)														
	応急対策																
	施工準備 (堤防設計等)																
	本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)																
4. 農地・農業用施設																	
基幹的農業用施設 (灌/目排水機場等)	がれきの撤去	応急復旧	本復旧 (市策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)														
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに農業が可能となった農地 (蛇田、稲井地区等)	畦畔復旧、除塩	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)															
ヘドロ等が溜り又は部分的に増積している農地 (長尾地区等)	がれきの撤去	土砂撤去、除塩、 用排水施設の機能確保等	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)														
上記以外の農地	がれきの撤去	土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等														順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)	
(注)地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。 本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものである。																	
7. 復興住宅(災害公営住宅等)																	
	住宅復興計画の策定																
	具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開始。																
8. 復興まちづくり																	
(1) 防災集団移転促進事業	集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始 集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手																
(2) 土地区画整理事業	事業計画案作成に向けた調査を開始 事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手																

2-11 住宅再建及び高台移転に向けた取組



復興庁

Reconstruction Agency

- 住宅再建や復興まちづくりに当たっては、スピードアップを図るため、市町村における地域住民との調整や事業実施を円滑に進めていくことが最大の課題であり、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣の促進、円滑な施工確保の支援等を実施。
- 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣の促進等を実施。
- 住民の定着を促進する住宅再建支援のため、震災復興特別交付税を増額（平成24年度補正：1,047億円）。

復興まちづくりの進捗状況（3/8時点）

- ・ 具体の事業着手の前提となる法定手続きが済んだのは、防災集団移転促進事業（大臣同意）が216地区、土地区画整理事業（都市計画決定）が40地区となっている。

	防災集団移転 促進事業	土地区画 整理事業	災害公営住宅 整備事業
想定	224地区 ^{注2)}	59地区	(2万戸以上) ^{注4)}
調査費措置 ^{注1)}	224地区 ^{注2)}	59地区	53市町村 ^{注5)}
事業費措置 ^{注1)}	219地区	50地区	51市町村 (約1万6千戸) ^{注5)}
法定手続き済	216地区 [177地区 ^{注3)}] (大臣同意)	40地区 (都市計画決定)	

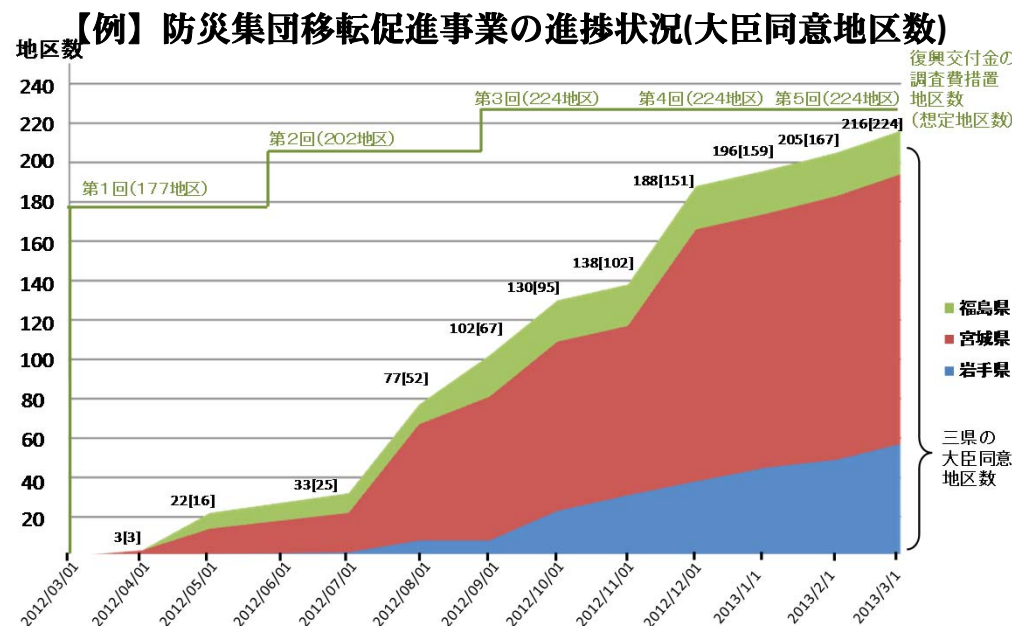
注1) 第1回～第5回の復興交付金配分対象の地区数。

注2) 複数地区を1地区に統合する等の動きを反映し、想定地区数等を変更

注3) 複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があります、[]内の値はその集団移転促進事業の数を表す。

注4) 主な内訳は、岩手県約5千6百戸、宮城県約1万5千戸（福島県は未定）

注5) 災害公営住宅の場合、調査費措置は「用地取得費または設計費を措置したもの」、事業費措置は「建設費を措置したもの」を意味する。



2-11（参考） 主要な復興まちづくり事業の概要

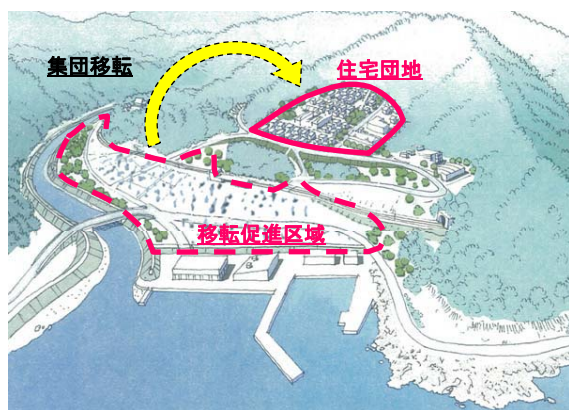
防災集団移転促進事業 ～被災した住居の 安全な場所への移転～

【事業概要】

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する。

【補助対象】

- ①住宅団地（住宅団地に関連する公益的施設を含む）の用地取得及び造成に要する費用（移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分は補助対象）
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（借入金の利子相当額）
- ③移転促進区域内の農地及び宅地の買取りに要する費用（当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る）
- ④計画策定費 など



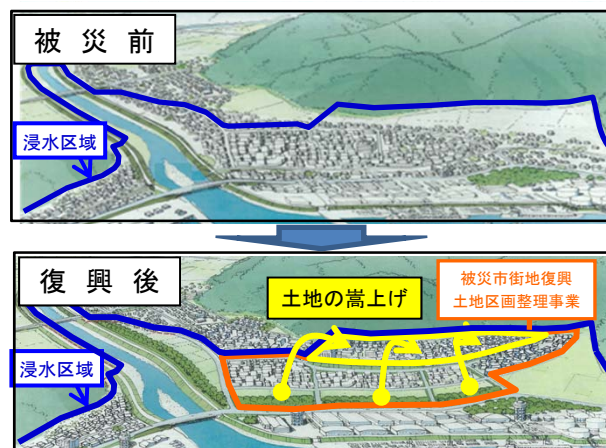
土地区画整理事業 ～住宅地・公共施設の整備 に加えて土地を嵩上げ～

【事業概要】

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。

【補助対象】

- ①区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額（※）として事業を支援
※津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用を含む
- ②緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価補償地区以外も含む）
- ③計画策定費



災害公営住宅整備事業 ～災害公営住宅の整備～

【事業概要】

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

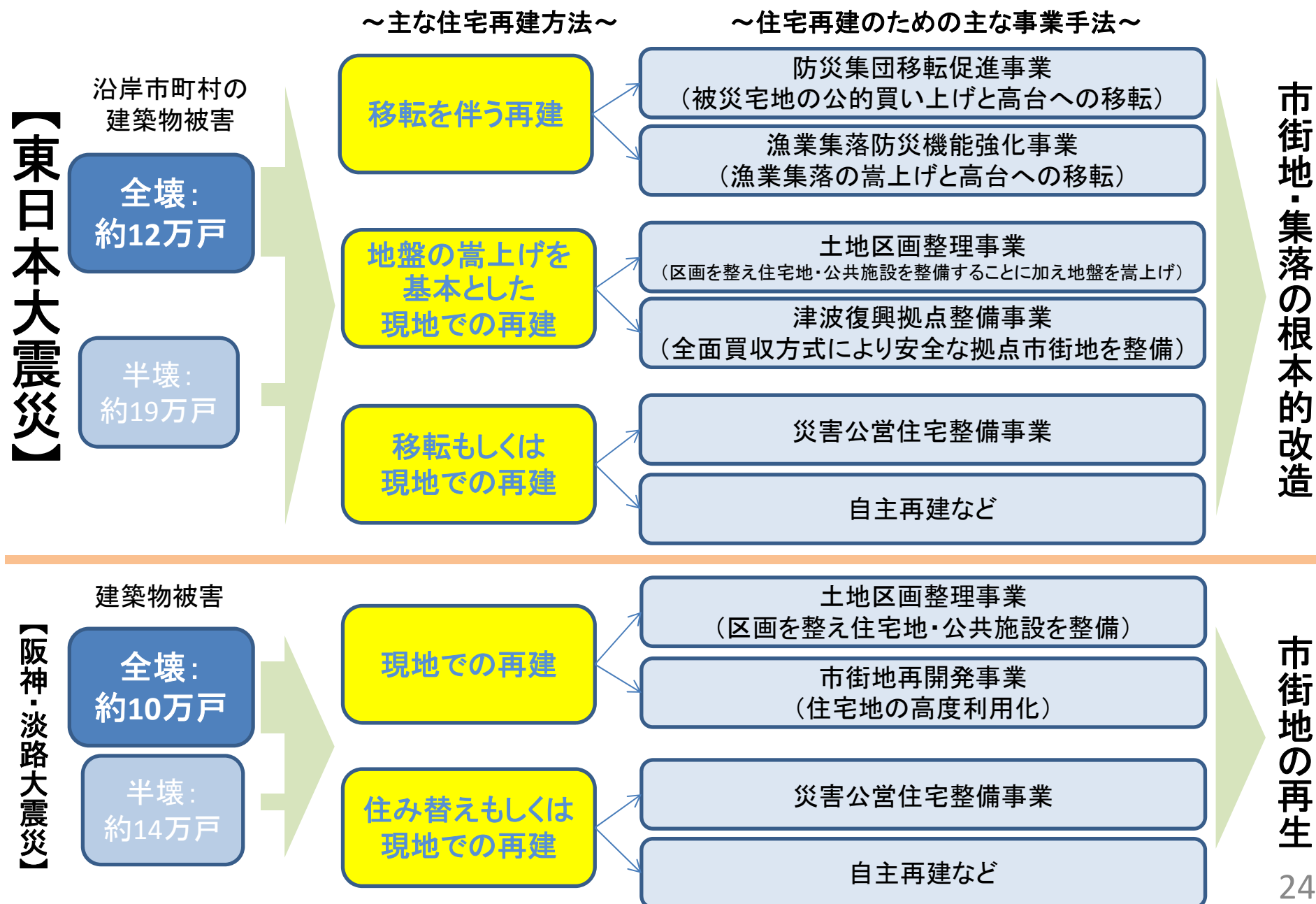
【補助対象】

- ①公営住宅の建設・買取費
- ②公営住宅の借上げに係る建設・改良費
- ③公営住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ④被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費 など

例：相馬市井戸端長屋 共同住宅
（福島県相馬市 馬場野地区）
（高齢者対応）



工事期間：平成24年2月～平成24年8月
構造階数：木造平屋建 戸数：12戸



2-11 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ (概要)

(H25.3.7公表)



復興庁

Reconstruction Agency

【住まいの復興工程表(平成24年12月現在)】

- ・工程表は、各市町村の地区毎・年度毎に作成し供給戸数を明示。
- ・今後、四半期毎に更新し、公表。

①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み(戸数)

	26年度まで累計	27年度まで累計
岩手県 (進捗率)	概ね4,500戸 (概ね8割)	概ね5,100戸 (概ね9割)
宮城県 (進捗率)	概ね7,900戸 (概ね5割)	概ね11,200戸 (概ね7割)

※福島県は現段階として27年度までに概ね2,900戸が工事終了の見込み。

②民間住宅等用地の整備に係る進捗見込み(宅地数)

	27年度まで累計 (24年12月時点)	27年度まで累計 (25年上半期時点での見込み)
岩手県	進捗率 27%	進捗率 62%程度
宮城県	進捗率 32%	進捗率 72%程度

「見込み」とは、面整備事業(防災集団移転促進事業など)の調整中事業において法手続等が進捗する見込みであり、その時点で宅地整備スケジュールが固まる予定。

※福島県は現段階として27年度までに概ね800戸分の供給見込み。

【実現および加速化のための主な措置】

○用地取得の迅速化

- ・自治体に対し関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)
- ・収用手続き審査期間の短縮(3カ月→2カ月程度)など

○埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化

- ・全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充) など

○人員不足対策<技術者・技能者の確保>

- ・被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入
- ・発注ロットの大型化 など

○資材不足対策<生コン、砂>

- ・公共による公共事業専用プラントの新設(宮古・釜石地区において国が設置)
- ・原材料の資材を地域外から調達 など

○発注者支援

- ・全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月))
- ・民間企業等の人材の活用促進のための財政措置拡充及び採用手続の周知(25年3月)
- ・複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入 など

○適正な契約価格

- ・年1回設定している労務単価の年度途中での改訂など

2-11（参考）「住まいの復興工程表」（例）

都道府県	宮城県	市町村	山元町
------	-----	-----	-----

○住宅再建に係る工程表

	合計	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	調整中
民間住宅等用地	298戸			298戸			
災害公営住宅	600戸	26戸	274戸	300戸			
合計	898戸	26戸	274戸	598戸			

《目標（工程表）の策定に係る前提条件・留意事項》

- ・「民間住宅等用地」については、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により造成／供給される宅地数（災害公営住宅分を除く。）を計上しています。
- ・「調整中」とは、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期が確定していないものを計上しています。
- ・本工程表は、平成24年12月末現在で市町村から提出を受けたデータをもとに集計整理しています。
- ・供給戸数としては、災害公営住宅については、建築工事終了時期で戸数を、民間住宅等用地については、宅地造成工事の完了時期で宅地数を計上しています。

面整備事業を行う場合

地区名	事業手法		工程	計画戸数等	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	備考
新山下駅周辺地区	防災集団移転促進事業		用地買収	402戸						
			調査設計							
			造成							
	供給戸数	民間住宅等用地	合計	200戸			200戸			
災害公営住宅		合計								
合計			200戸			200戸				
新坂元駅周辺地区	防災集団移転促進事業		用地買収	108戸						
			調査設計							
			造成							
	供給戸数	民間住宅等用地	合計	52戸			52戸			
災害公営住宅		合計								
合計			52戸			52戸				

2-11 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）のポイント

（H25.4.9公表）



復興庁

Reconstruction Agency

- 復旧事業が本格化し、続く住宅や復興まちづくりの事業の着工段階を迎えた。
- 現地では、権利調整の不調、所有者の不明等により土地取得が困難となるケースが増える見込み。
- ⇒こうした事業の隘路に対し、早期に通常の手順や手続きを見直し、円滑な事業の推進に向けて思い切った方策を整える必要。

	課題	対応方針	具体的対応
用地取得段階	防災集団移転において用地取得困難による事業期間の長期化のおそれ	○用地取得困難地を計画対象から除いて迅速に事業を実行できるよう計画変更手続きの簡素化	I -①防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化 ・計画変更が補助対象事業費の20%未満の場合には、届け出のみとした
	土地収用手続きに時間を要するおそれ	○土地収用の申請準備、事業認定手続、収用裁決手続など、各段階での手続きの迅速化	I -②土地収用手続きの効率化 ・事前説明会を他の説明会と兼ねて開催（モデルケースの例では3ヶ月前倒し） ・事業認定手続の審査期間の短縮（標準処理期間3ヶ月→2か月以内） ・収用裁決手続における指名委員制度（7名の委員合議を、1名の指名委員で審理、又は調査を可能にする）の活用 ・事業認定申請書類作成の迅速化（モデルケースでは、国との相談に1～2年要すると県が懸念していたものが、約1ヶ月で概成）
	所有者不明等の土地対応 ・財産管理人の確保が必要 ・自治体に経験がほとんど無く、ノウハウ不足	○最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を要請	I -③財産管理制度の円滑な活用 （参考）裁判所の取組状況 ・裁判所の態勢整備（書記官等約25人の増配置） ・震災対応総合窓口の設置と、窓口のワンストップ化 ・自治体による申立てガイドラインの作成に協力 I -④所有者不明土地に係る手続きの円滑化 ・不明地権者の調査の補償コンサルタント等への委託
建設・施工段階	造成工事の早期着手 ・埋蔵文化財調査への対応	○段階的な施工など手順の工夫	I -⑤造成工事等の早期着手 ・防災集団移転促進事業の大臣同意前の埋蔵文化財調査ができることを周知 ・仮換地の前でも地権者同意あれば、順次工事着手
	労働者不足等による入札の不調	○労働市場の実勢価格の適切な反映 ○被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げ	II -①設計労務単価の改訂（平成25年度より） ・発注の際の建設労働者の単価を被災3県で対前年度比約21%引き上げ

2-12 医療・福祉の復旧・復興状況

○ 被災施設の災害復旧等により、当面の医療・介護・福祉サービスを確保するとともに、中長期的には、自治体の復興計画の進捗に合わせて、医療・介護・福祉の提供体制の復興に取り組む。

■施設の復旧状況

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 医療施設等 〔入院の受入制限等から回復した病院の割合〕 ※H24.11末時点	90%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 166 箇所 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184 箇所
完了 介護施設等 〔復旧が完了した介護施設等の割合〕 ※H25.2末時点	83%	復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した介護施設等の数 829箇所 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している介護施設等の数 999箇所
完了 児童福祉施設等 〔復旧が完了した児童福祉施設等の割合〕 ※H25.2末時点	83%	復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した児童福祉施設等の数 580 箇所 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している児童福祉施設等の数 701箇所
完了 障害者支援施設等 〔復旧が完了した障害者支援施設等の割合〕 ※H25.2末時点	86%	復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した障害者支援施設等の数 267箇所 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している障害者支援施設等の数 309箇所

■復興に向けた主な取組

＜地域医療提供体制の再構築＞

○地域医療再生基金の積み増し

（23年度3次補正720億円（被災3県）、24年度予備費380億円（被災3県、茨城県）、24年度補正500億円（被災地を含む全国を対象））

地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災地における医療機関等の再整備、医療機関相互の情報連携の基盤整備、医師、看護師等の人材の確保等に対して財政支援。

＜地域包括ケアの再構築＞

○介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し

（23年度1次補正70億円（被災県）、3次補正119億円（被災県））

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災自治体における地域包括ケアの拠点整備、介護等のサポート拠点の整備等に対して財政支援。

※ 平成25年度は、東日本大震災復興特別会計において計上（平成25年度予算(案)23億円）。

＜子育てサービスの再構築＞

○安心子ども基金の積み増し

（23年度3次補正16億円（被災県））

被災地での保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災自治体における保育所等の複合化、多機能化に対して財政支援。

＜障害福祉サービスの再構築＞

○障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し

（23年度3次補正20億円（被災県））

被災地の障害福祉サービス事業所において、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、障害福祉サービス復興支援拠点の整備や居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備に対して財政支援。

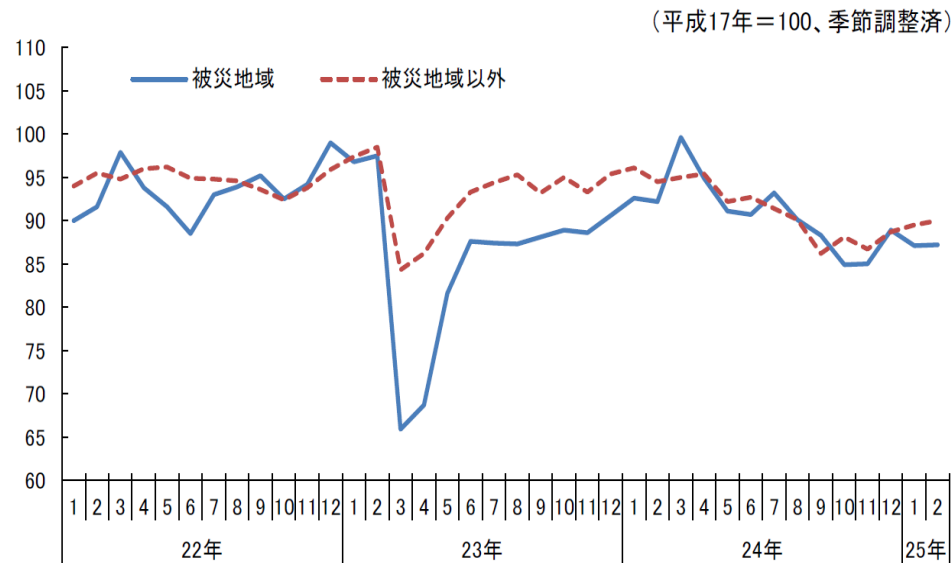
※ 平成25年度は、東日本大震災復興特別会計において計上（平成25年度予算(案)11億円）。

2-13 産業の復興状況①

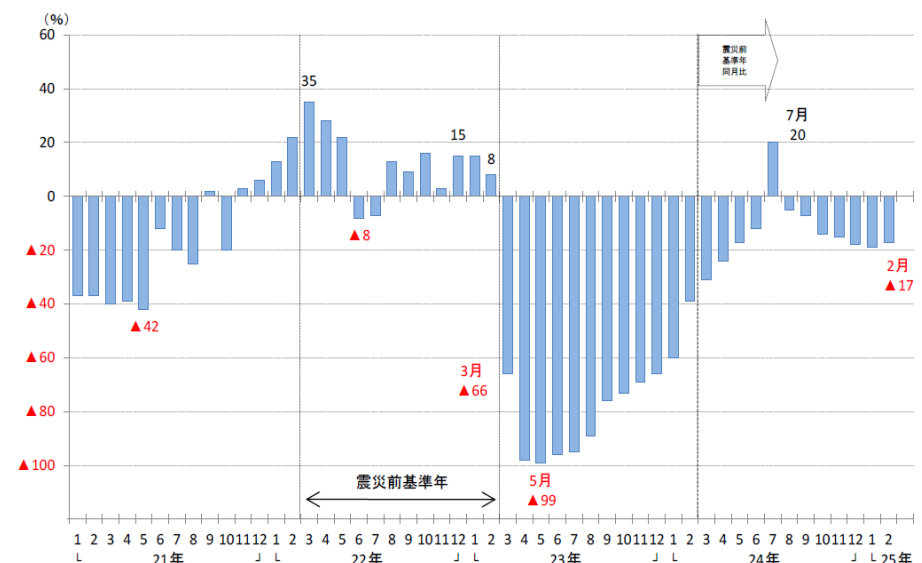
○ 被災地の鉱工業生産能力は震災前の水準にほぼ回復したが、業況は経済動向の影響を受けている。

(1) 鉱工業 (いずれも経済産業省)

2月分確報値鉱工業生産指数(被災地87.2: 外90.0)

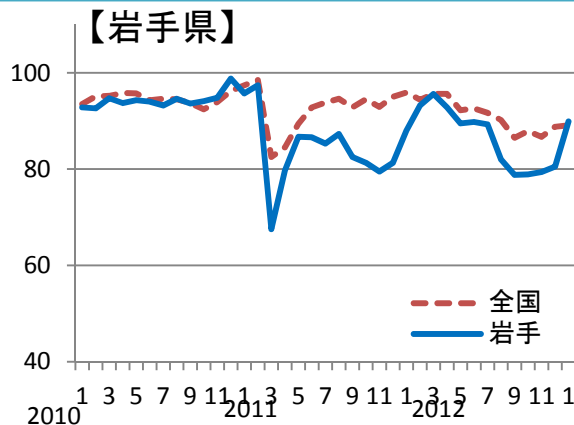


津波浸水地域(59事業所)の生産額試算値(震災前同月比)



被災3県の鉱工業生産指数 (2005年=100、季節調整済み)

※各県等公表資料を元に復興庁作成



2-13 産業の復興状況②

○ 農業・水産業・観光業も改善が見られるが、本格的な復興が今後の課題。

(2) 農業・水産業

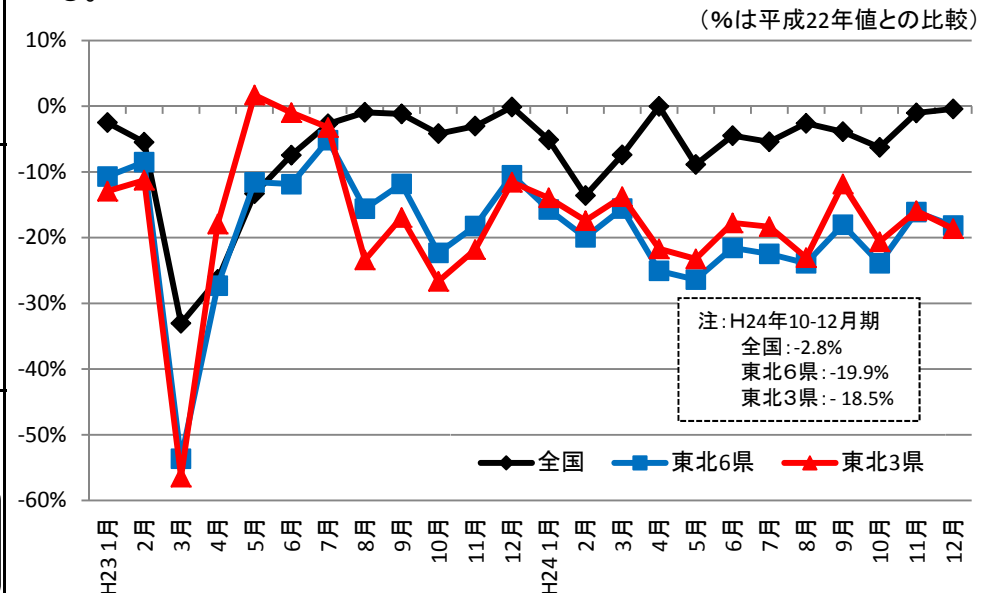
項目（最大被害）	（復旧済み）／（最大被害）	復旧率
農地 被害のあった青森県から千葉県までの6県の津波被災農地：21,480ha（旧警戒区域を含む）	営農再開が可能となった農地：8,190ha 営農再開が可能となる見込みの農地：5,280ha	約63%（見込み） ・営農再開が可能となった農地面積は8,190ha。 ・25年度に営農再開が可能となる見込みの農地面積は5,280ha。
農業経営体 津波被害のあった農業経営体（東北・関東6県）：約10,200経営体（3/11時点）	経営を再開：約4,090経営体 未再開：約6,070経営体	約40% ・経営を再開した約4,090経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。（3/11時点）（東北・関東6県）
水揚げ 注1、2 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量（被災前同期比（22年11～25年1月合計））	被災前同期比：約60%（数量ベース）	約63% ・金額ベースでは、被災前同期比（22年11～23年1月合計）約63%
水産加工施設 被災3県で被害があった水産加工施設：820施設	567施設が業務再開	約69% （24年12月末時点） ・27年度末までに再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目指す。

注1：久慈（岩手）、宮古（岩手）、釜石（岩手）、大船渡（岩手）、気仙沼（宮城）、女川（宮城）、石巻（宮城）、塩釜（宮城）、小名浜（福島）における24年10～12月合計の水揚げ数量の対被災前同期（22年10～12月合計）比を示したものの。
 注2：福島県沖については、現在、全ての海面漁業・養殖業で操業を自粛しており、当該期間における小名浜での水揚げは全て県外で漁獲されたもの。

(3) 観光業

■ 観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数（同月比の推移）

観光客中心の宿泊施設は、平成24年に入っても平成22年値との比較において、全国・東北6県・東北3県いずれもマイナスとなっている。



※【観光客中心の宿泊施設】とは、宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

【参考】

なお、ビジネス客中心の宿泊施設（宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%未満であると回答した施設）においては、震災直後から東北6県・東北3県でいずれも平成22年値との比較ではプラスで推移している。

注：平成22年4-6月期調査より従業者数9人以下を含む全宿泊施設に調査対象を拡充している。

（H23.1～3月の前年同月比及びH24.1～3月の前々年同月比は従業者数10人以上の宿泊施設の数値のみで作成）
 出典：宿泊旅行統計調査

2-14 産業の復興に向けた取組（事業再開支援）



復興庁

Reconstruction Agency

- 水産、製造、観光等、復興の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。なお、中小零細企業の個社支援は、各県が1／2補助を実施。
- (独)中小企業基盤整備機構が自治体から土地の提供を受け、仮設の事業施設を整備、自治体に無償貸与。現在、復興商店街、仮設工場、水産事務所等に利用。

グループ補助金の実績（25年3月25日現在）

（県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円）

	国費＋県費	グループ数	交付企業数
北海道	10億円	6	36
青森県	86億円	10	208
岩手県	753億円	94	1164
宮城県	2207億円	160	3476
福島県	800億円	188	2764
茨城県	196億円	58	1432
栃木県	5億円	1	14
千葉県	28億円	8	154
合計	4085億円	525	9248社

仮設店舗・工場等の整備実績（25年4月5日）※

（地方公共団体から提供を受けた土地に、整備した施設を自治体に無償貸与、1年後目途に無償譲渡。H23補正計273.6億円、H24・50億円、H25・30億円）

	要望数	延べ床面積	竣工数	譲渡数※
青森県	18	7,290m ²	18	4
岩手県	342	112,785m ²	327	205
宮城県	135	61,198m ²	128	92
福島県	51	36,688m ²	47	29
茨城県	1	180m ²	1	1
長野県	1	244m ²	1	1
合計	548	218,385m²	522	332

※譲渡数は、平成25年2月22日時点

復旧事例

高徳海産（石巻市）

23年11月下旬、工場再開。



太平洋セメント（大船渡市）

23年11月、セメント製造再開。大船渡市及び陸前高田市のガレキ等の処理も実施。



いわき四倉中核工業団地（いわき市）

72社分の仮設工場等が建設されており、23年11月以降、順次竣工。



福幸きりり商店街（大槌町）

23年12月、40店舗が同商店街で営業再開。



2-14 産業の復興に向けた取組（水産業）

- 水産を構成する各分野を広く見渡し、地元の意向を十分に踏まえ、全体として我が国水産の復興を推進。
- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助。

＜共同利用漁船等復旧支援対策事業＞

（平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算概算決定29億円）

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	20隻	
○青森県	64隻	3ヶ統
○岩手県	5,393隻	182ヶ統
○宮城県	1,888隻	38ヶ統
○福島県	101隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	5隻	
○三重県		5ヶ統

※H25年1月末時点復旧数
※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

＜水産業共同利用施設復旧整備事業＞

（平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算概算決定82億円）

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	213件	287億円
○宮城県	74件	244億円
○福島県	3件	1.2億円
○茨城県	1件	5億円
○千葉県	3件	0.3億円

※H25年1月末時点
※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9/10、2/3、又は半額を国が支援。

＜がんばる漁業・養殖業復興支援事業＞

（平成23年度補正予算805億円、平成24年度当初予算103億円）

がんばる漁業支援事業の実績

○北海道	9業者	○茨城県	4業者
○青森県	2業者	○千葉県	3業者
○岩手県	5業者		
○宮城県	44業者		
○福島県	3業者		

※H25年2月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

平成23年12月、計画認定。平成24年10月から事業開始。

2-14 産業の復興に向けた取組（観光業）



復興庁

Reconstruction Agency

- 訪日外国人旅行者の回復のため、正確で海外消費者の目線に立った情報発信、海外メディアや旅行会社への働きかけの強化に加え、海外主要5市場での訪日促進の集中プロモーション等を実施。また、東北・北関東の訪日需要回復のため、海外7市場8都市における商談会・観光復興PRイベントや、海外主要市場のガイドブックと連携した「東北・北関東観光ガイドブック」の活用などを実施。
- 国内旅行の回復のため、東北地域の様々な取組を連携させ、統一的な情報発信を行う「東北観光博」や、東北・北関東の訪問につながる政府関連事業や民間イベント等による復興支援運動などを実施。

ビジットジャパン事業による風評被害対策

- ・正確で海外消費者の目線に立った情報の発信
- ・記者招請や共同広告などを通じた海外メディアや旅行会社などへの働きかけの強化
- ・海外主要5市場での訪日促進の集中プロモーション等

○メディア招請の取組事例（韓国）

【KBS生き生き情報通】において、築地市場の寿司屋を取り上げ、食の安全等について発信。



東北・北関東インバウンド再生緊急対策

- ・海外7市場8都市における商談会・観光復興PRイベントの実施
- ・海外主要市場のガイドブックと連携した「東北・北関東観光ガイドブック」の制作
- ・放射線や放射能に不安を持つ外国の方向けに安全・安心小冊子の制作等

○商談会等の取組事例（バンコク）

【観光復興PRイベント】平成24年8月19日

【商談会】平成24年8月17日

来場者数：約5,000人

日本側11団体

現地旅行会社69団体が参加



東北観光博

- ・東北地域全体を一種の博覧会場と見立て、30箇所のゾーンを核とし、官民一体となって東北地域への誘客等の取組を実施（H24.3.18～H25.3末）

○ポータルサイトを通じた一元的な情報発信の実施

- ・30箇所のゾーン等が主体的に旬の観光情報を掲載
- ・太平洋沿岸エリアについても、地域の復興に向けた取組等をきめ細かく発信



東北・北関東への訪問運動

- ・東日本大震災から1年が経過した平成24年3月から、官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援することを目的として実施。

○東北・北関東への訪問運動における中間報告

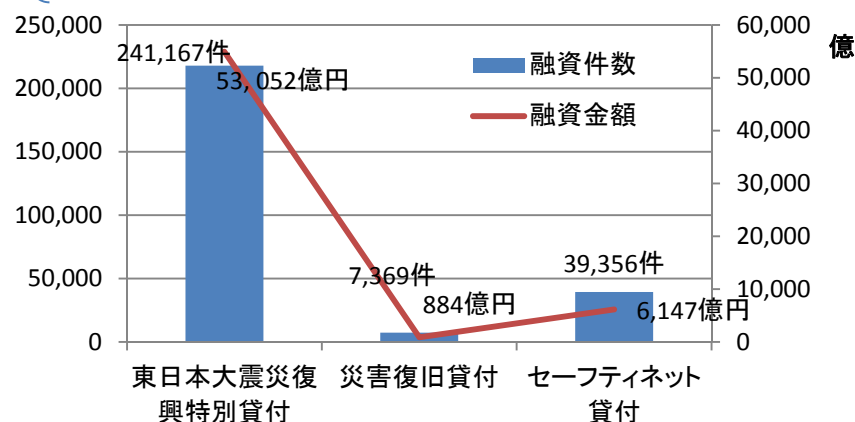
平成25年3月31日現在、観光庁HPへの登録件数として各省庁43事業、民間企業等61団体からの賛同を得ている。その他にも、訪問運動の趣旨に沿った動きとしてWTTCグローバルサミット等がある。

2-15 被災事業者に対する資金繰り対策

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付241,167件、東日本大震災復興緊急保証94,984件（H23年5月23日～H25年4月5日）。農林漁業者向けの融資については5,749件貸付決定、保証については1,524件（H23年5月2日～H25年2月28日）。

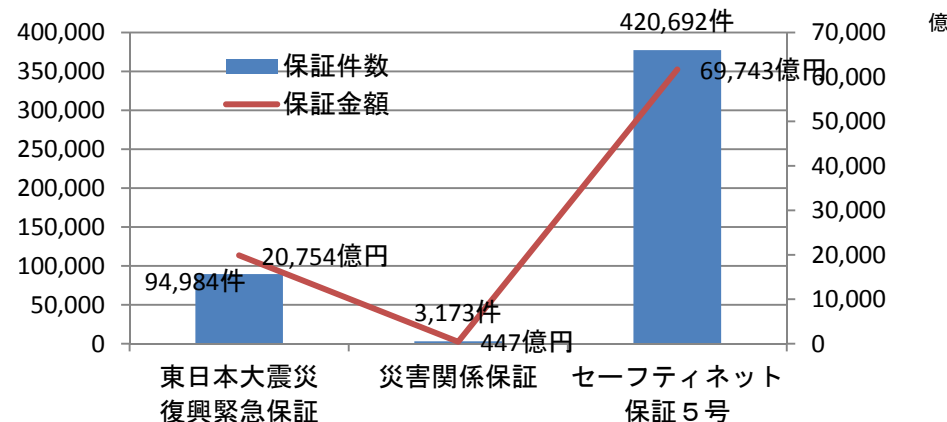
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～H25年4月5日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



中小・小規模事業者向け保証

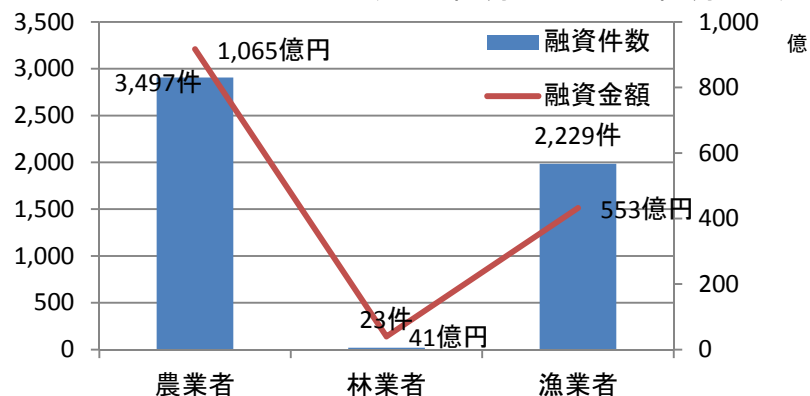
東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～H25年4月5日
災害関係保証 H23年3月14日～H25年4月5日
セーフティネット保証5号 H23年3月14日～H25年4月5日



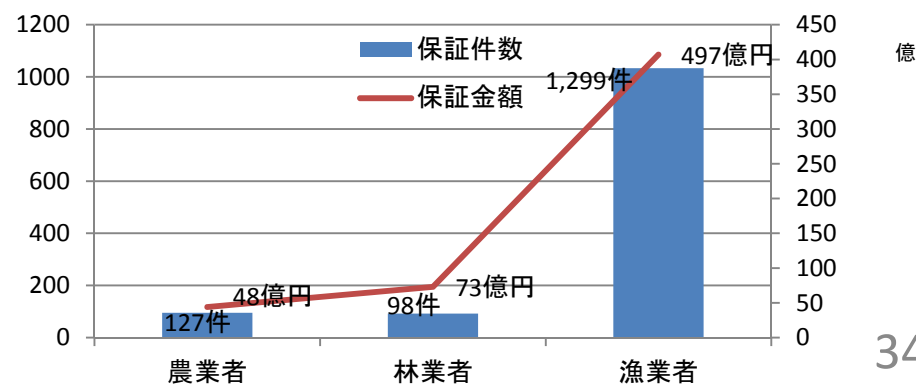
出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資（貸付決定済）

（H23年5月2日～H25年2月28日）



農林漁業者向け保証（H23年5月2日～H25年2月28日）



2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応



復興庁

Reconstruction Agency

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者（震災により過大な債務を負っている事業者）

各県の産業復興相談
センター/ 産業復興機構

○支援対象

中小企業者等

- 被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

（出資金※）

岩手産業復興機構（11月11日設立）：100億円
宮城産業復興機構（12月27日設立）：100億円
福島産業復興機構（12月28日設立）：100億円
茨城県産業復興機構（11月30日設立）：50億円
千葉産業復興機構（3月28日設立）：20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ

東日本大震災
事業者再生支援機構
（震災支援機構）

○支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

- 小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金：200億円

債権買取資金：5000億円（政府保証枠）

対象地域：岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村

（14都道府県、321市町村）

【両機構の実績】

○産業復興相談センター・機構（4月5日現在）

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	416	763	452	439	2,070
震災支援機構への引継	32	94	9	11	146
金融機関等による金融 支援の合意	84	70	24	103	281
うち買取決定数	50	38	11	7	106

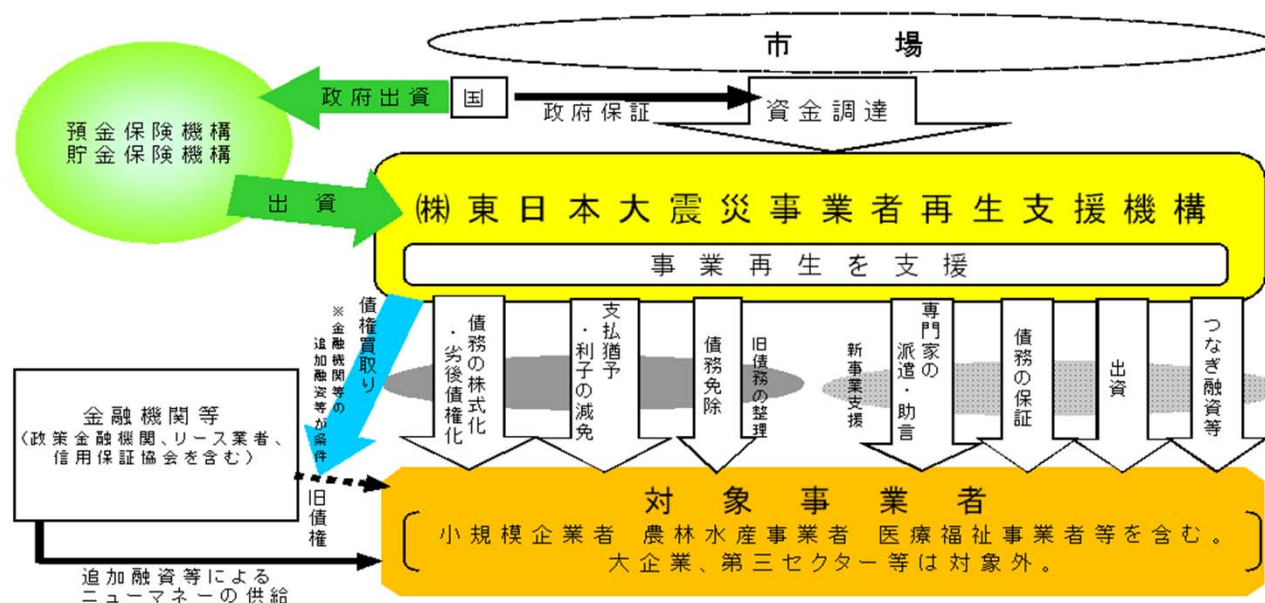
○震災支援機構（4月15日現在）

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	231	527	152	212	1,122
最終調整中	24	55	18	45	142
支援決定数	60	85	11	19	175

2-16 (参考) 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の概要

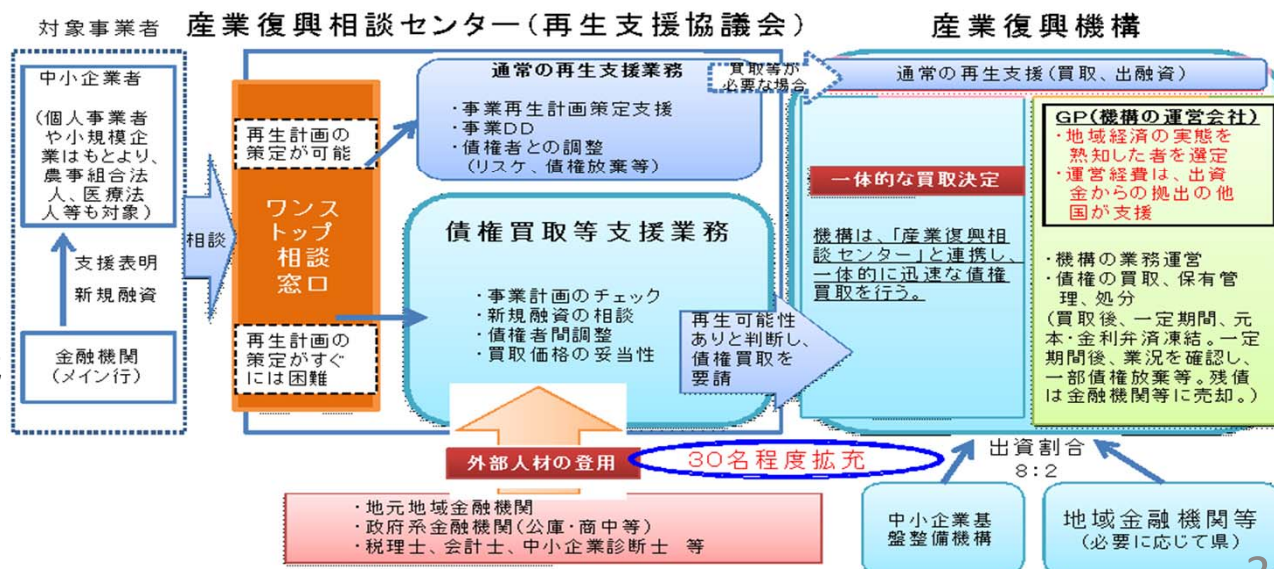
○東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設立され、平成24年3月5日より業務開始。金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災により被害を受けた中小企業等の再生を支援。
対象地域は、14都道県321市町村。



○産業復興相談センター／産業復興機構

被災県(岩手・宮城・福島・青森・茨城・千葉)において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置するとともに、債権買取等を行う産業復興機構(岩手・宮城・福島・茨城・千葉)を設立し、被災事業者の事業再生を支援。



2-17 雇用の状況

※平成25年2月時点



復興庁

Reconstruction Agency

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については震災前の水準まで回復していない。
- また、建設業などについてミスマッチの解消が課題

- ・ 被災3県全体では、労働力の需給の状況は改善。

有効求人数：約12万9千件

有効求職者数：約10万9千人（※23年2月約13万3千人）

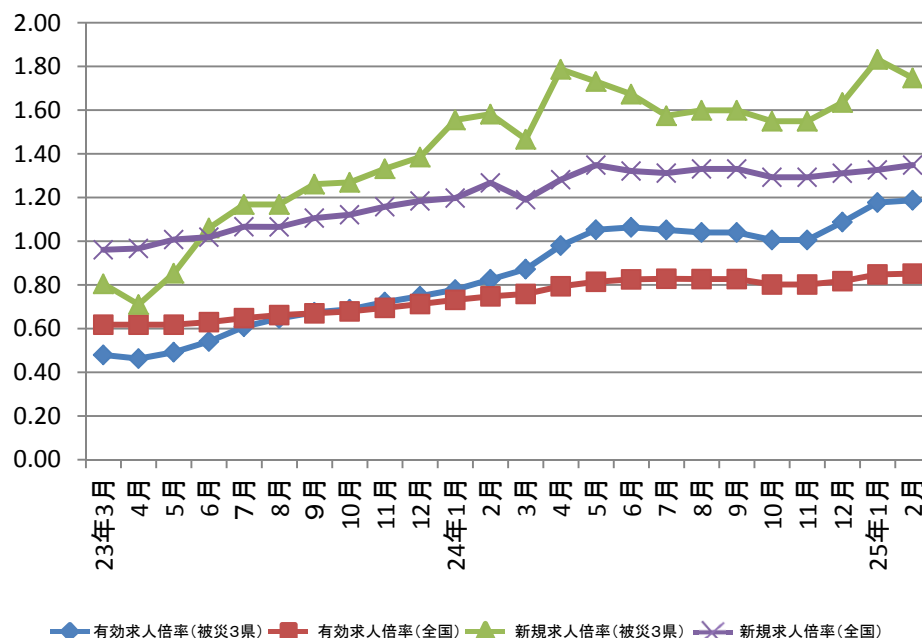
新規求人数：依然高水準（約5.2万件）

新規求職者数：減少傾向（約3.0万人）

- ・ 就職は進んでいる。

就職件数：23年4月～25年2月で28.2万人が就職。

○有効求人倍率、新規求人倍率の推移

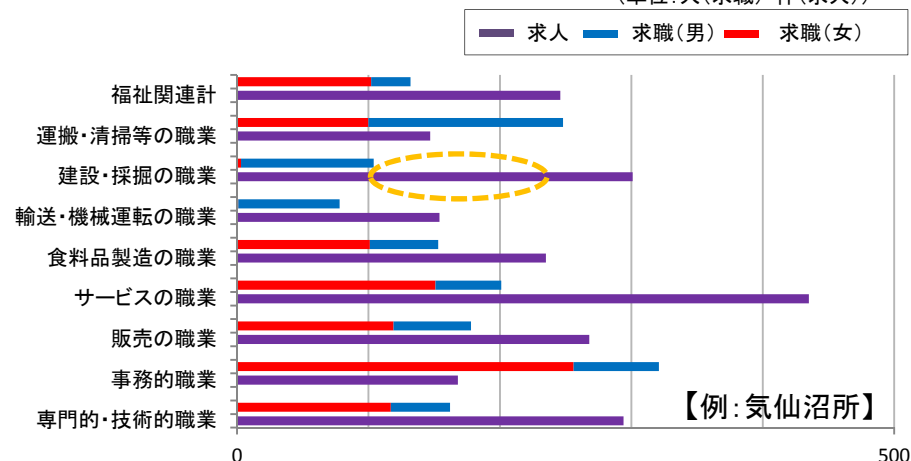


■課題

- ・ 課題＝ミスマッチ等

建設業求人が増えているが、未経験者が就職困難。

(単位：人(求職)・件(求人))



- ・ 雇用保険被保険者数の推移

雇用保険の被保険者数(雇用者数)を見ると、沿岸部では震災前の水準まで回復していない地域が見られる。

※単位(人)。前年比、前々年比は(%)

		25年2月	前年比	前々年比	24年2月	23年2月
3 県 計		1,529,596	2.4	1.4	1,494,362	1,508,824
	岩手県	350,665	2.2	2.1	343,049	343,473
	大船渡	15,634	12.9	▲2.4	13,848	16,022
	宮城県	659,093	2.6	2.6	642,506	642,504
	石巻	40,443	10.4	▲2.8	36,639	41,614
	気仙沼	16,175	11.0	▲11.5	14,574	18,286
	福島県	519,838	2.2	▲0.6	508,807	522,847

2-18 雇用確保に向けた取組

○ 産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

- ・震災後は、被災者の雇用の継続や、雇用創出基金なども活用し、復旧事業を通じた雇用創出などを推進。
（※震災等緊急雇用対応事業により、被災3県で5万7千人超（平成25年2月末時点）の雇用機会を創出等。）
- ・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。（※被災地の本格的な雇用復興を図る「雇用復興推進事業」のための基金：約1,510億円）
- ・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

事業復興型雇用創出事業

《概要》

国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業などを実施する事業所に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

・助成内容

1人当たりの助成額225万円（3年間）

《実績》（被災3県）

2,397件（10,974人）

〔平成25年2末日時点〕

ハローワークの就職支援

《概要》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

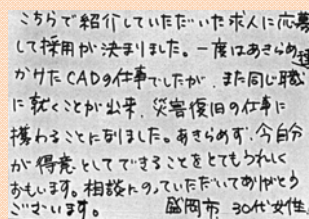
《実績》（被災3県）

26万人以上の就職支援

・仮設住宅等への出張相談



出張相談の様子（福島労働局）



就職された方からのお礼の手紙

職業訓練の機動的拡充・実施

《概要》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

《実績》（被災3県）

〔平成24年度実績は25年2末日時点〕

- ・23年度開講コースの受講者数16,179人（24年度4月～25年2月は10,989人）
- ・特別訓練コースの設定定員 950人（24年度は916人（予定））



特別訓練コースの実施
（岩手県宮古市）

2-19 被災自治体の職員確保等に向けた取組

- 平成25年度において被災市町村は1,468人の職員の人的支援を要望（3月時点で1,001人分を確保）。
- 全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構の現地の人員体制の強化などの対応を推進。
- 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫（CM方式の導入等）や、事務のアウトソーシング（土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等）など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

被災自治体への職員派遣の状況（平成24年10月1日時点）※総務省調べ

○派遣人数

（単位：人）

派遣先 派遣元	岩手県			宮城県			福島県			千葉県			合計		
		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村
都道府県	202	160	42(17)	344	270	74(17)	231	212	19(4)	1(1)	0(-)	1(1)	778(39)	642(0)	136(39)
政令指定都市	66	6	60(-)	126	3	123(2)	4	2	2(-)	0(0)	0(0)	0(0)	196(2)	11(0)	185(2)
市区町村	182	0	182(66)	372	0	372(15)	146	2	144(0)	8(3)	2(2)	6(1)	708(84)	4(2)	704(82)
合計	450	166	284(83)	842	273	569(34)	381	216	165(4)	9(4)	2(2)	7(2)	1,682(125)	657(2)	1,025(123)

○職種別派遣状況

（単位：人）

派遣先 職種	岩手県			宮城県			福島県			千葉県			合計		
		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村
一般事務	154	44	110(53)	261	38	223(24)	144	79	65(1)	2(2)	2(2)	0(0)	561(80)	163(2)	398(78)
土木等	232	99	133(9)	509	179	330(8)	289	98	93(0)	7(2)	0(0)	7(2)	939(19)	376(0)	563(19)
その他	64	23	41(21)	72	56	16(2)	85	39	7(3)	0(0)	0(0)	0(0)	182(26)	118(0)	64(26)
合計	450	166	284(83)	842	273	569(34)	518	216	165(4)	9(4)	2(2)	7(2)	1,682(125)	657(2)	1,025(123)

※1 ()内の人数は、同一県内における派遣（例 岩手県庁から県内各市町村への派遣）に係る人数で、内数である。

※2 職種別派遣状況における職種のうち、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職であり、「その他」は、文化財技師、保健師等の職である。

2-20 企業連携の推進

○ 復興特別区域制度等を活用しつつ、民間企業と被災地方公共団体の連携（企業連携）を促し、各地で進むプロジェクトの実現を支援。

1. 組織

○ 平成24年4月1日付で復興庁・各復興局に、企業連携推進室を設置。
○ 経済団体等から派遣された職員のノウハウを積極的に活用する体制を構築。
(本庁、復興局合わせて、約20名の職員が派遣されている)

2. 役割

○ 地方自治体及び民間企業との意見交換を実施。
○ 企業連携に係る諸課題を把握し関係省庁と連携して対応を検討。
○ 企業連携プロジェクトについて、事業化を支援。
○ セミナー、展示会、制度説明会等の開催、先行事例集の作成等。

情報発信

○ 民間企業の復興事業参加を促進するため、国内外で復興の現状に係る企業向け説明会等を実施。その他、企業の自発的な復興研究会・連絡会と連携。
○ メールマガジンを発行し、定期的に情報提供。
○ 企業による復興事業事例集を作成・公表。



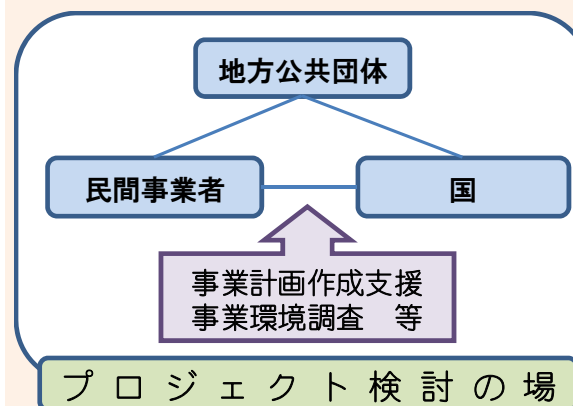
平成24年7月に開催された復興支援・対日投資フォーラム(米国)の様子

「被災地での55の挑戦
—企業による復興事業事例集—」



個別プロジェクト事業化支援

国・被災自治体・民間事業者が参加するプロジェクト検討の場を設け、被災地方公共団体と民間事業者が連携して取り組むプロジェクトの事業化支援を実施。



マッチング支援

被災企業の抱える課題を解決するため、大手企業等の経営支援とのマッチングを行う「結の場」を開催。

【開催実績】

平成24年11月28日石巻市
平成25年 2月13日気仙沼市



2-21 ボランティア・公益的民間連携

- NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。
- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

- NPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、岩手・宮城・福島各復興局に「ボランティア・NPO等担当」を配置

2. 役割

- 政府の取組に関し、NPO等への情報提供
- 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供
- ボランティア活動全般の促進
- NPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

情報提供

- NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知。



平成25年2月に開催された説明会（いわて連携復興センター主催）

多様な担い手の連携促進

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明。
- また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知。



「ロードマップ」及び「連携事例（第2版）」

ボランティア活動全般の促進

- ボランティア活動に携わる方々に、被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。



「この夏も、ボランティアに行こう！」キャンペーン

- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数（被災3県）

岩手県	宮城県	福島県	3県計
約45万人	約58万人	約16万人	約119万人

- 平成23年3月11日～平成25年3月24日までの累計
- ・その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。
 - ・発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い取組を展開。

2-22 福島県の状況①（避難の状況）

避難指示区域等からの避難者数 ※1、※2 約10.7万人

※1 平成22年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、
原子力被災者生活支援チームで集計（平成25年4月16日時点）

※2 旧緊急時避難準備区域からの避難者も含む

・避難指示解除準備区域	約3.3万人	・警戒区域	約0.7万人
・居住制限区域	約2.4万人	・計画的避難区域	約0.1万人
・帰還困難区域	約1.9万人	・旧緊急時避難準備区域	約2.2万人

福島県全体の避難者数

（区域からの避難者も含む）

約15.4万人

出典：福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第930報）」
（平成25年4月22日）

（1）福島県内への避難者数※3

※3 親類宅等へ避難した自主避難者は含まれていない

約9.8万人

仮設住宅（民間借上げを含む）	約9.4万人
雇用促進住宅等	約0.5万人

（2）福島県外への避難者数

約5.6万人

山形県	約9.0千人
東京都	約7.4千人
新潟県	約5.6千人
埼玉県	約3.6千人
茨城県	約3.8千人
等	42

2-22 福島県状況②（避難指示区域の見直し）



復興庁

Reconstruction Agency

○ 以下の市町村において、警戒区域及び避難指示区域について順次見直しを行い、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定。

- ・川内村及び田村市（H24.4.1実施）
- ・南相馬市（H24.4.16実施）
- ・飯舘村（H24.7.17実施）
- ・楡葉町（H24.8./10実施）
- ・大熊町（H24.12.10実施）
- ・葛尾村（H25.3.22実施）
- ・富岡町（H25.3.25実施）
- ・浪江町（H25.4.1実施）

避難指示解除準備区域：

年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実にあることが確認された地域

居住制限区域：

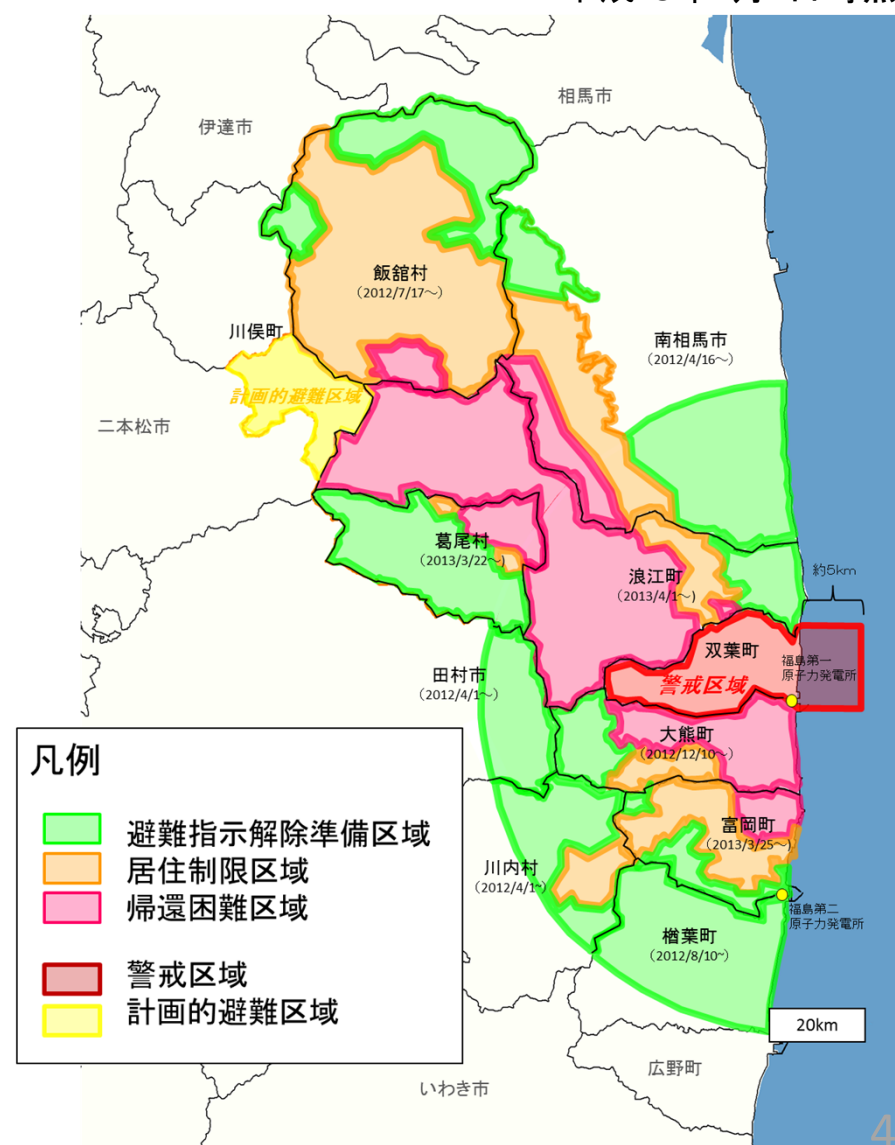
年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：

5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

警戒区域と避難指示区域の概念図

平成25年4月1日時点



2-23 福島対応体制の強化について①

復興庁の司令塔機能を強化しつつ、復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』とする。

福島

1. 「福島復興再生総局」を設置(2月1日)

- ① 復興大臣をトップとする現地関係政務の体制を整備。
- ② その下に、事務局として、内閣官房参与のほか、復興庁事務次官、環境省、経産省の現地トップ等を配置。
- ③ 除染をはじめ、体制を一元化することにより、復興大臣自ら機動的に統括・指揮し、現地で即断即決。

2. 本庁幹部職員等の福島常駐

内閣官房参与、次官、統括官等トップクラスによる福島常駐。

3. 現地組織の一体運用

福島復興局に、環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部の関係職員を集め、復興局に駐在。

福島復興再生総局

総局長 根本 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)
【構成員】 浜田 復興副大臣
亀岡 復興大臣政務官
赤羽 原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)
井上 環境副大臣

事務局

内閣官房参与(事務局長)
復興庁事務次官
復興庁統括官、福島復興局長
原子力災害現地対策本部副本部長(経済産業省)
福島環境再生事務所長(環境省) 等

福島復興局

福島環境
再生事務所
(除染、廃棄物対策)

原子力災害
現地対策本部
(区域運用、見直し等)

東京

1. 「福島復興再生総括本部」を設置(2月1日)

- ① 復興大臣直轄により政府中枢機能を強化。
- ② 大臣が、関係省庁の局長クラスを直接指揮。

2. 福島対応体制の強化

- ① 福島担当統括官の新設
- ② 内閣府原子力被災者生活支援チーム(避難指示区域の運用・見直しを担当)を復興庁内に移し、福島対応体制を強化。

福島復興再生総括本部

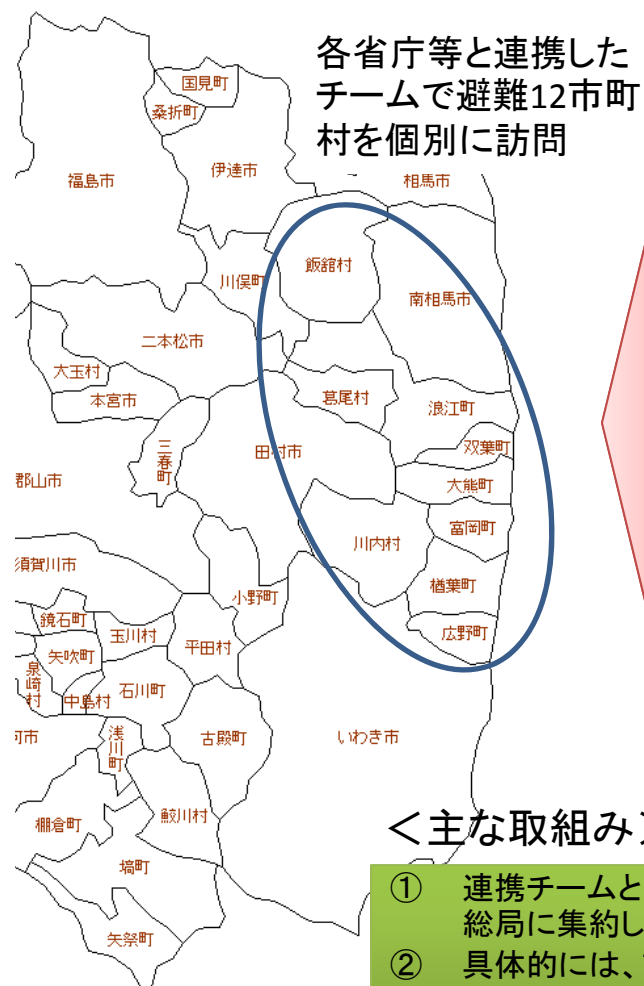
本部長 根本 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)

関係省庁(局長クラス)

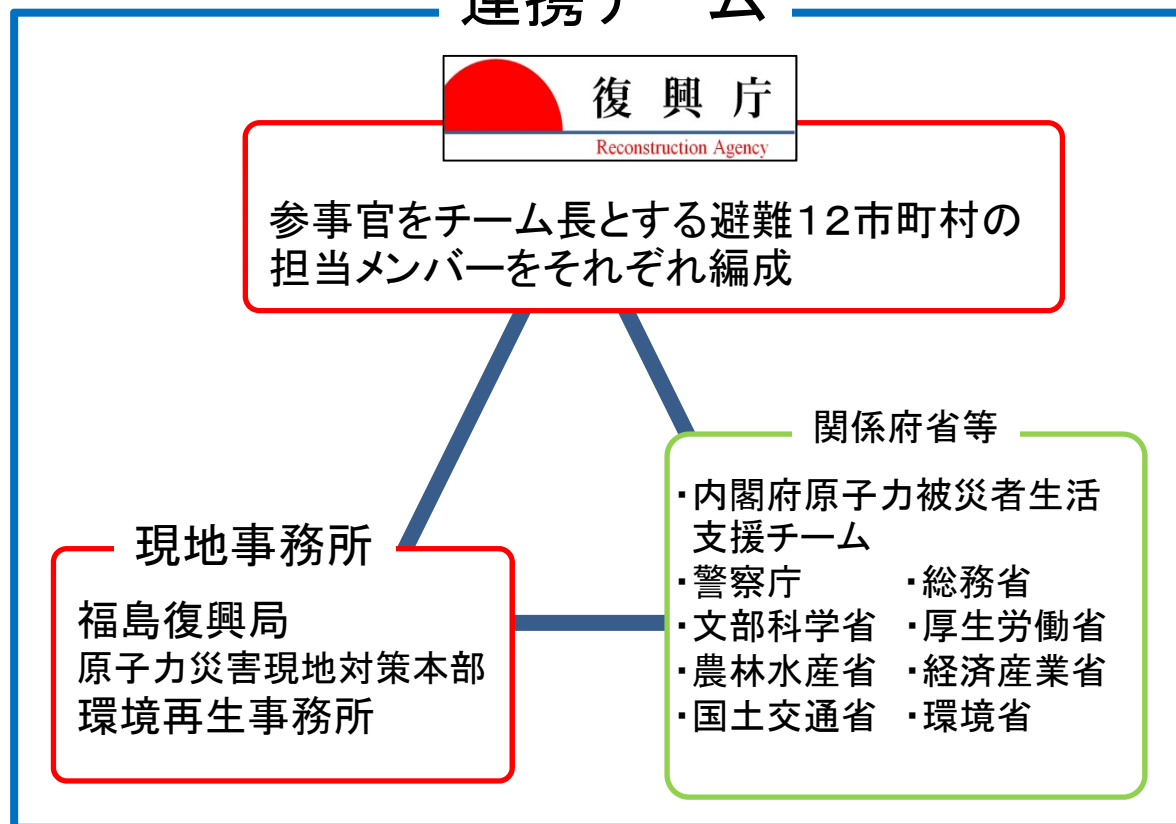
復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

2-23 福島対応体制の強化について②

復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との
連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の**復興計画の具体化・充実を支援**



連携チーム



<主な取組み>

- ① 連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、福島復興再生総局に集約し、個別課題の解決、復興の道筋を検討。
- ② 具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画、インフラ工程表等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化、段取りを検討。
- ③ 協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」や各省庁の事業に反映。

2-24 福島復興に向けた予算等（概要）

23年度予算等	24年度予算等	25年度政府予算案
(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 1兆5,612億円等	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 2,868億円 ◎災害復旧事業 2,605億円 ◎復興関係公共事業 2,389億円	(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 5,918億円 ◎災害復旧事業 6,611億円 ◎復興関係公共事業 2,868億円
(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 1504億円 ○福島県原子力災害等復興基金の創設 【3,840億円程度】 ・国際的な医療センター・開発拠点等の整備 及び地域医療の再生 690億円 ・産業復興企業立地補助 1,700億円 ・緊急雇用創出事業基金 800億円 ◎既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（再生可能エネルギー導入促進等） 【1,500億円程度】	(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 550億円 ◎農林水産業への支援 422億円 ◎雇用の確保 118億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 42億円 ※予備費での対応 ◎グループ補助金 801億円 ○産業復興企業立地補助金 402億円 ○医療機器開発・安全性評価センター整備 134億円 ○福島健康管理拠点の整備 60億円 ※補正予算での対応 ○福島県環境創造センター整備 113億円 ○福島県での営農再開支援等 246億円 ○福島産農産物等風評被害対策 13億円 ◎緊急雇用創出事業基金 500億円	(2) 産業振興・雇用 ◎グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業 立地補助金 1,100億円 ◎農林水産業への支援 319億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 24億円 ○再生可能エネルギー導入支援等 （浮体式洋上風力発電の実証研究等） 103億円 ○福島産農産物等風評被害対策 3億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円
(3) 除染・健康管理等 ◎除染の緊急実施 2,179億円 ◎除染等の実施 1,997億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 11億円 ○福島原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（健康管理事業・除染） 962億円 ・全県民を対象とした放射線影響の推定調査 など ○福島県原子力被害応急対策基金 404億円 ・子供のリフレッシュキャンプ、学校給食の検査	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 3,721億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 20億円 (4) 新たな課題への対応 ※補正予算での対応 [福島ふるさと復活プロジェクト] ○帰還加速・区域の荒廃抑制 208億円	(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌の除染 4,978億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146億円 (4) 新たな課題への対応 [福島ふるさと復活プロジェクト] ○帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円 ○長期避難者支援 503億円 ○定住にむけた環境整備 100億円

（注）◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。

2-24 福島復興に向けた予算等（平成25年度政府予算案のポイント）



復興庁

Reconstruction Agency

○「福島復興再生基本方針」、総理指示等を踏まえ、復興庁が司令塔となって原子力災害からの福島の復興及び再生を加速的に推進するべく、福島県等からの要望にも配慮した予算案を編成。国が全面に立って福島の深刻な諸問題に対応できるよう事業制度を創設するとともに、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応する。

1. 福島の復興・再生の加速 〔福島ふるさと復活プロジェクト〕 【652億円（新規等）】

- ①地域の希望復活応援事業 【48億円】(208億円(H24補正予算案))
(原災避難区域等帰還・再生加速事業)
帰還支援(生活基盤施設の立ち上げ支援等)、区域の荒廃抑制・保全(除草、廃家屋の撤去等)など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援)
- ②コミュニティ復活交付金 【503億円（新規）】
(長期避難者生活拠点形成交付金(仮称))
災害公営住宅、関連する道路・学校施設等の生活拠点の形成のための県・市町村への新たな支援)
- ③子ども元気復活交付金 【100億円（新規）】
(福島定住緊急支援交付金(仮称))
子育て環境の整備(屋内運動施設の整備、遊具設置等)や子育て世代が定住できる環境整備のための市町村への新たな支援)

2. 復興庁の司令塔機能の強化

- ①復興加速化・福島再生予備費 【6,000億円(4,000億円)】※
(復興大臣の裁量により、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応)
- ②東日本大震災復興推進調整費 【100億円(50億円)】※
(復興大臣の裁量により、諸制度の隙間を埋め、復興に関する調査企画の委託を弾力的に実施)

3. 地域社会の再生(まちの復旧・復興)

- ・東日本大震災復興交付金【5,918(2,868)】※
- ・災害復旧事業【6,611(2,605)】※
- ・災害廃棄物の処理【1,266(3,442)】※

4. 安全・安心な生活環境の実現 【6,466億円(4,617億円)】

- ①除染・放射性廃棄物処理等【6,220億円(4,547億円)】
・放射性物質により汚染された土壌等の除染【4,978(3,721)】※
・放射性物質汚染廃棄物処理事業【971(772)】※
・中間貯蔵施設の設置に向けた取組【146(20)】等
- ②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【62億円(28億円)】
・モニタリング対策関連交付金【13(-)】(住民のニーズに応じたモニタリングの実施)
・地方消費者行政活性化事業【7(4)】※(食品等の放射性物質検査、消費生活相談等)等

5. 地域経済の再生 【148億円(38億円)】

- ①再生可能エネルギー等の研究開発支援等【135億円(32億円)】
・浮体式洋上風力発電の実証研究【95(-)】
・再生可能エネルギー次世代技術開発事業【3(-)】(福島県内企業等の技術開発への支援)
・市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業【5(-)】(福島県内体験型再生エネルギー施設等への補助)
・革新的エネルギー研究開発拠点の形成【13(12)】
・福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業【9(-)】
(産総研の拠点(郡山)での研究開発等)
(参考)福島県環境創造センター(仮称)整備への支援(113(H24補正予算案)) 等
- ②産業振興・雇用・風評被害対策【13億円(6億円)】
・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【1,100(-)】※
・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)【250(500)】※
・福島発農産物等戦略的情報発信事業【3(-)】(13(H24補正予算案))
・福島県における観光関連復興支援事業【4(-)】等
(参考)震災等緊急雇用対応事業【500(補正予算案)】※

(注)各項目の合計額は、復興庁一括計上予算のうち、「原子力災害からの復興・再生」に係る予算案の合計額。総額では、7,264億円(24年度:4,655億円)となる。なお、上記の斜体の事業は、「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

(備考)※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。

25年度予算案 24年度当初
【〇〇(〇〇)】億円
※単位:億円



（平成24年度補正・平成25年度政府予算案）

1. 帰還加速・区域の荒廃抑制

地域の希望復活応援事業
（原災避難区域等帰還・再生加速事業）
【48億円】（24年度補正（新規）：208億円）

【事業概要】

被災12市町村における避難解除区域の住民帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を、国の費用負担により実施。

【対象区域】

原子力被災12市町村

【対象事業】

①避難解除区域への帰還加速のための取組

（喪失した生活基盤施設の代替・補完
住民の安全安心確保
地域コミュニティ機能の維持・確保 等）

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

（荒廃抑制・保全対策・
住民の一時帰宅支援 等）

2. 長期避難者の生活拠点形成

コミュニティ復活交付金
（長期避難者生活拠点形成交付金（仮称））
【503億円（新規）】

【事業概要】

災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティの維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進。

【対象地域】

長期避難者を受け入れている市町村

【対象事業】

- ・災害公営住宅整備（補助率7/8）
- ・道路改良、学校施設整備等（復興交付金同等の補助率）
- ・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策（地域住民との交流事業、スクールバス運行等）

3. 定住促進

子ども元気復活交付金
（福島定住緊急支援交付金（仮称））
【100億円（新規）】

【事業概要】

公的な賃貸住宅の整備やこどもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進。

【対象地域】

原発事故により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

【対象事業】

- ・公的な賃貸住宅整備費助成（補助率2/3） 等
- ・遊具の更新、地域スポーツ施設、水泳プール等の整備（補助率1/2） 等
- ・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策（公的賃貸住宅の駐車場整備 等）

2-25 福島復興に向けた制度対応等 (福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の概要)

(平成25年3月8日閣議決定)

～福島復興及び再生を加速するための措置の創設・拡充

長期避難者の生活拠点の形成

コミュニティ復活交付金の創設(平成25年度予算)

- ・交付先: 福島県、避難者受入市町村等
- ・対象: 公営住宅の整備を中核とした受入に伴い必要なハード整備これらと一体となって行うソフト事業

公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

現行

- ・避難解除区域
- ・避難指示解除準備区域

改正後

- ・居住制限区域を追加
- ・帰還困難区域を追加
- ※広域インフラ施設の機能回復等、住民の帰還等に向けて必要な事業が対象

企業立地の更なる促進

避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充

現行

- ・対象事業者: 既存事業者
- ・対象区域: 避難解除区域

改正後

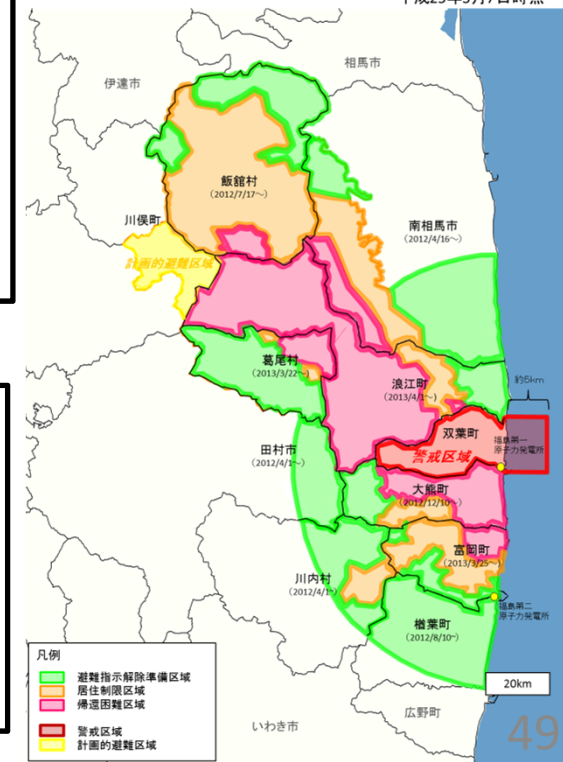
- ・対象事業者: 新規立地事業者を追加
- ・対象区域: 避難指示解除準備区域
居住制限区域追加

※事業用設備の特別償却 被災者を雇用した場合の税額控除等

※施行期日: 公布の日

警戒区域と避難指示区域の概念図

平成25年3月7日時点





避難解除区域に係る税制の特例措置の避難指示解除準備区域等[※]への拡大

※避難指示解除準備区域及び居住制限区域

背景・必要性

これまでの、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」のみに特例措置を適用。

しかし、一旦、他の地域に移り住むと、帰還しない可能性が高まるため、早期の帰還を促進することが重要。また、避難指示解除準備区域（※1）では66事業所（平成25年1月7日現在）、居住制限区域（※2）では18事業所（同）が事業を再開。そのため、これらの区域でも事業再開を支援することが必要。

（※1）避難指示解除準備区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルト以下で、同区域内では製造業等の事業再開等も柔軟に認められている。

（※2）居住制限区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルトを超える恐れがあるため、原則、事業再開が認められないが、市町村の許可等を得て、例外的に事業再開が認められる。

特例措置の対象区域を

**避難指示解除準備区域及び居住制限区域
に拡大**

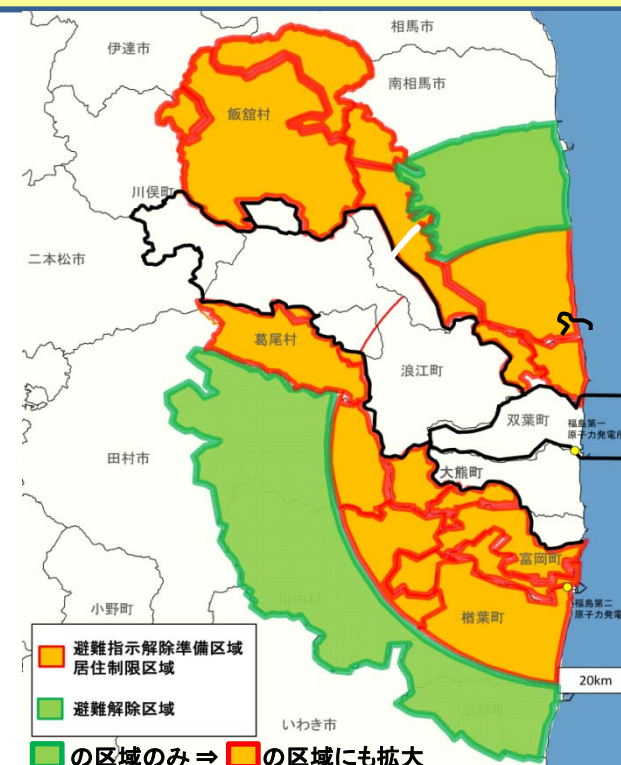
特例措置の内容

○既存事業者^①に税制の特例措置を適用

- ①設備投資に対する特別償却制度又は税額控除
 - ・特別償却：機械等100%、建物等25%
 - ・税額控除：機械等15%、建物等8%
- ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合の減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資（施設又は設備の新設又は増設）に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入





福島復興再生特別措置法

（平成24年3月31日公布・施行）

福島復興再生基本方針

（平成24年7月13日閣議決定）

<基本方針は即して作成>

避難解除等区域復興再生計画 <福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定>

■本計画の意義

- ①避難解除等区域の復興・再生や帰還促進のための取組について具体化、国・自治体の役割を明確化・共有
- ②市町村住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を提供

■本計画の対象区域

- 避難解除区域 ○避難指示解除準備区域 ○将来的な住民の帰還を目指す区域（警戒区域、帰還困難区域等）

■作成のポイント

- 全体を3部構成とする。
 - 第1部については、福島復興再生基本方針やグラウンドデザインを踏まえ、復興・再生のための中長期的取組の方針を示すとともに、実現するための具体的取組内容を記載する。
 - 第2部については、特に広域的な地域整備として、インフラに加え、医療、拠点施設等の取組を記載する。
 - 第3部については、市町村ごとの計画※を作成し、市町村の復興計画等を踏まえた将来像や分野別の具体的取組を記載する。
- 【今後、国、県、市町村による連携体制（3人4脚）により更に取組の具体化を進める。】

※今回は、今後インフラ工程表の作成等と併せて策定する大熊町、双葉町を除く10市町村について策定

基本方針・グラウンドデザイン

取組内容の具体化

第1部 全般的事項

○計画の意義、対象区域

○目指すべき復興の姿

- ・短期、中期、長期
- ・区域区分に応じた復興の在り方

○計画の期間（10年間）

○分野別の取組

- ・取組方針
 - ・講じる施策
- （25年度事業等具体的内容を含む）

第2部 広域的な地域整備の方向

1. 広域インフラ

- ・広域的な道路
- ・海岸 ・港湾、漁港
- ・JR常磐線

2. 生活環境の再生

- ・医療、福祉
- ・教育 ・住宅

3. 産業の創出等

- ・研究開発拠点整備
- ・農業水利施設整備 等

第3部 市町村ごとの計画

I 全般的取組

- （市町村の現況、目指すべき復興の姿と取組の方針）

（各市町村の復興計画と整合）

II 各分野の取組

1. 除染
2. インフラの整備
3. 生活環境の整備
4. 産業の再生

を共有
目指す方向性

国、県、市町村の連携体制（3人4脚）で取組の具体化に向けた協議

福島県・各市町村策定の計画

2-25 福島復興に向けた制度対応等（早期帰還・定住プラン）



復興庁

Reconstruction Agency

（平成25年3月7日公表）

○国は避難指示解除を待つことなく、前面に立って以下の施策を速やかに実行に移す。
○これにより、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現する。

区域見直しの完了

避難指示の解除

早期帰還の実現

第1フェーズ：環境整備・帰還準備の本格化

第2フェーズ：早期帰還の実現

<プランの内容>

①生活環境の整備

- ・医療・福祉体制の確保
- ・商業施設の再開
- ・その他、地元ニーズに対応したきめ細やかな対応（避難住民の再会、コミュニティバス運行等）

②産業振興・雇用の確保

- ・立地補助金や税制優遇措置による企業の誘致・再開
- ・廃炉等の研究開発拠点の整備 等

③農林水産業の再開

- ・復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
- ・営農再開に向けた農地の保安全管理の取組 等

①インフラの早期復旧

- ・工程表に基づく復旧／福島特措法の改正 等

②災害廃棄物等の処理の着実な実施

- ・避難指示解除準備区域を優先的に実施 等

③除染・中間貯蔵施設の着実な進展

- ・除染の着実な実施／除染と復興関連目的の同時達成に向けた取組／中間貯蔵施設についての丁寧な説明 等

④安全・安心に向けた取組

- ・福島第一の安全性確保／廃炉の確実な実施／リスクコミュニケーション／きめ細かな放射線モニタリング 等

⑤十分な予算の確保と柔軟な執行：福島復興再生総局による即断即決／技術的な専門人材の派遣 等

⑥賠償の丁寧かつ迅速な対応：住民の生活再建が一日も早く進むよう、円滑な賠償を実施 等

住民の生活再開にあたって
取り組むべき3つの重点分野

帰還・定住加速の基礎となる6つの取組

今後の流れ

○今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域を擁する自治体については、平成25年夏頃を目途に、早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取組を進める。

2-25 福島復興に向けた制度対応等 (原子力被害による被災者支援施策パッケージ)

(平成25年3月15日公表)

ポイント

- 原子力災害により、健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じており、支援を行うことが必要。
- さらに、子どもの元気を復活させる先進的取組を実施することが重要。
- 上記をあわせて以下の施策パッケージをとりまとめ。

1 子どもの元気復活 ～子どもの元気を復活させる先進的な取組～

- ・全天候型運動施設等の整備により福島県の子どもの運動機会を確保
- ・福島県及び県外において自然体験活動を実施

2 子どもの健康・心のケア

～健康不安に対して、安心を確保する取組～

- ・福島県民を対象とした健康管理調査の実施
- ・福島県での健康管理調査や福島県外の甲状腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションを強化
- ・原発被災者に対する健康管理に係る今後の支援の在り方を検討
- ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施
- ・専門家等の訪問・相談を通じた被災者の心のケア

3 子育て・生活環境の改善

～健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援～

- ・母子避難者等に対し、新たに高速無料措置
- ・福島県中通り等において公的な賃貸住宅を整備、借上げ仮設住宅を引き続き提供
- ・経済的な理由により就学が困難な子どもへの就学支援
- ・雇用機会の確保、福島県からの避難者に対する帰還就職の支援
- ・被災地の医師・看護師等の確保
- ・生活習慣病対策

4 その他 ～支援を行う団体への支援等～

- ・行政では手が届きにくいきめ細やかな支援を行うため、NPO等の民間団体等を通じた支援を実施

○より効果的かつ効率的な施策推進に向け、フォローアップを実施するとともに、専門的知見を活用しつつ、パッケージの拡充に向けて引き続き検討を進める。

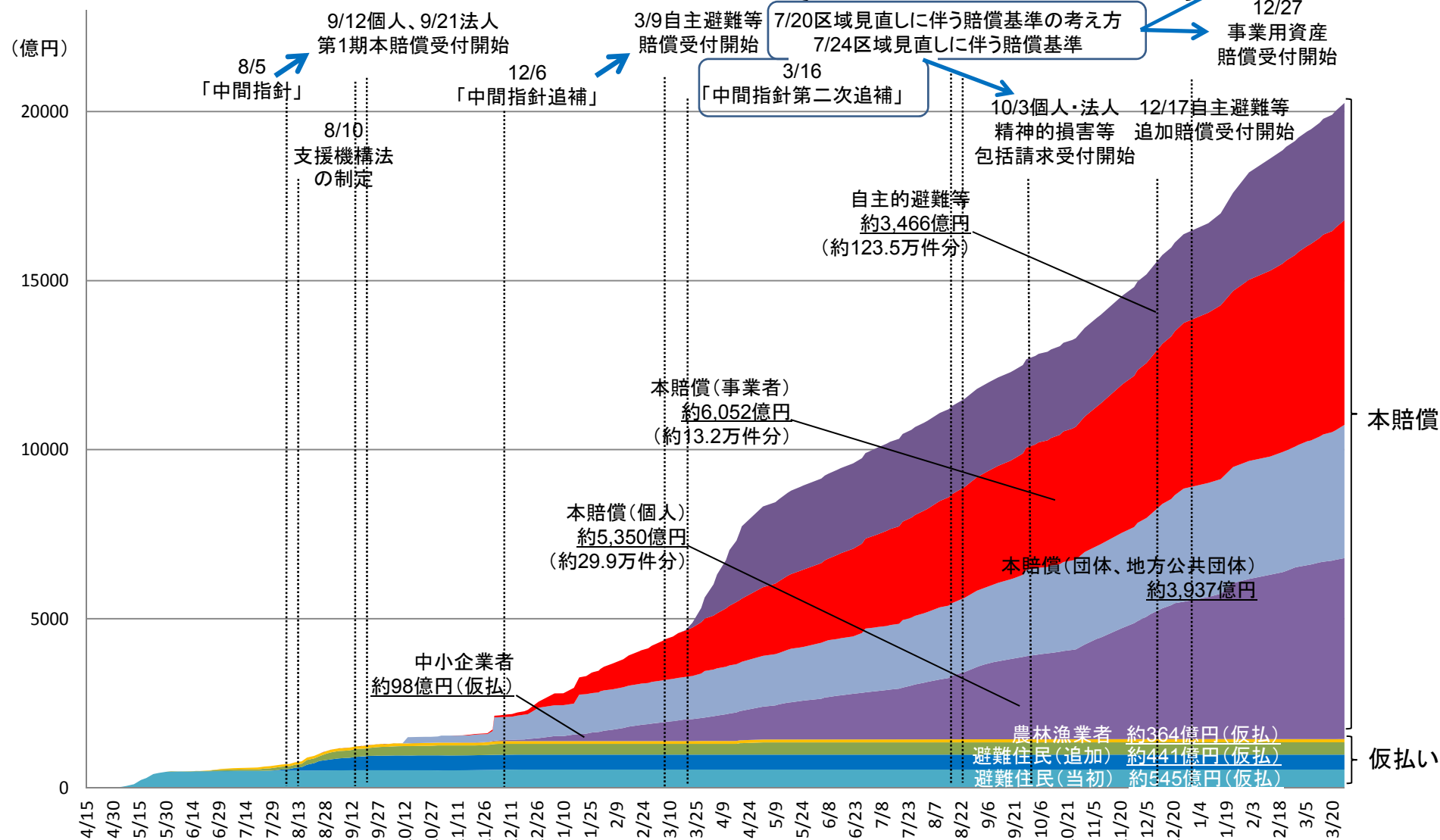
2-26 個別課題への対応（賠償①）

東京電力による損害賠償の仮払い・本賠償の支払状況

賠償総額：約2兆0,299億円(3月27日現在)

仮払い：1,494億円

本賠償：1兆8,805億円



※上記の他、仮払い法に基づく国による仮払い約17億円(福島・茨城・栃木・群馬の観光業者(中小企業者に限る)向け、平成23年9月より受付開始)



2-26 個別課題への対応（賠償②）

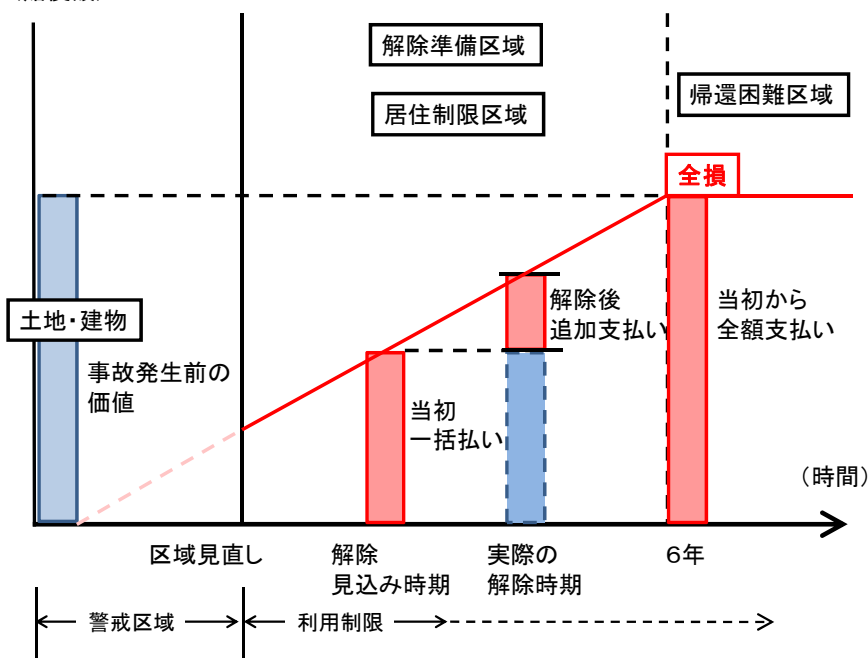
中間指針第二次追補を踏まえ、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」について、経済産業省が7月20日に取りまとめ。この考え方に基づき、東京電力が7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を公表。

○避難指示区域における賠償の方針

(1)不動産（住宅・宅地）に対する賠償

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（賠償額）



(2) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

家財賠償額（定額）表

（単位：万円）

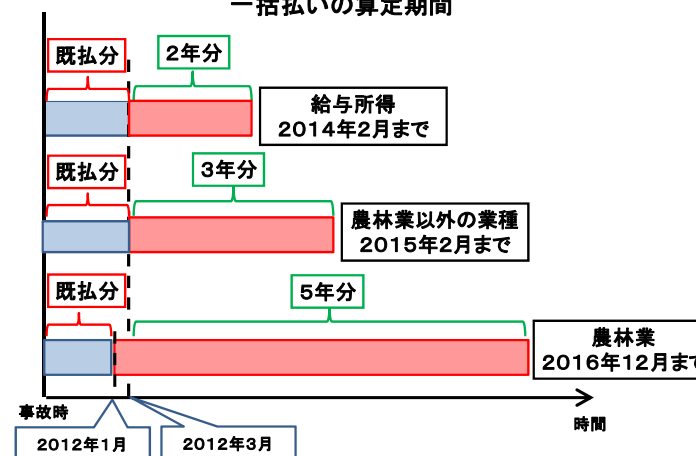
家族構成								
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて金額を算定

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意。

一括払いの算定期間



2-26 個別課題への対応（除染の取組）

平成24年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域（直轄地域）

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村(※)を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

市町村が除染を行う地域（非直轄地域）

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県(※)104市町村(※※)を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が行った調査測定の結果などを踏まえて策定した除染実施計画に基づき除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

※※平成24年12月27日に3町村(福島県昭和村、群馬県片品村・みなかみ町)の地域指定が解除されたため、現在は101市町村。

2-26 (参考) 直轄地域の除染の進捗状況

○関係自治体と協議・調整を行い、まずは除染実施計画を策定。

○その後、仮置場の確保状況や同意取得状況等を踏まえつつ、順次、除染事業を発注。

直轄地域の除染の進捗状況					
	先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染)			
		事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事
田村市	○	○	○(4/13)	○(7/25～)	○(確保済み)
檜葉町	○	○	○(4/13)	○(9/6～)	○(確保済み)
川内村	○	○	○(4/13)	○(9/4～)	○(確保済み)
飯館村	○	○	○(5/24)	○(9/25～)	○ (一部確保済み)
川俣町	○	○	○(8/10)	(11/1～) 準備作業(除草)中	○ (一部確保済み)
葛尾村	○	○	○(9/28)	(10/12～) 準備作業(除草)中	○ (一部確保済み)
南相馬市	○	○	○(4/18)		地元調整中
浪江町	○	○	○(11/21)		地元調整中
大熊町	○	○	○(12/28)		地元調整中
富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
双葉町					

2-26 (参考) 非直轄地域の除染の進捗状況

93市町村において、放射線物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画の協議を終了
(除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を合わせると94市町村)

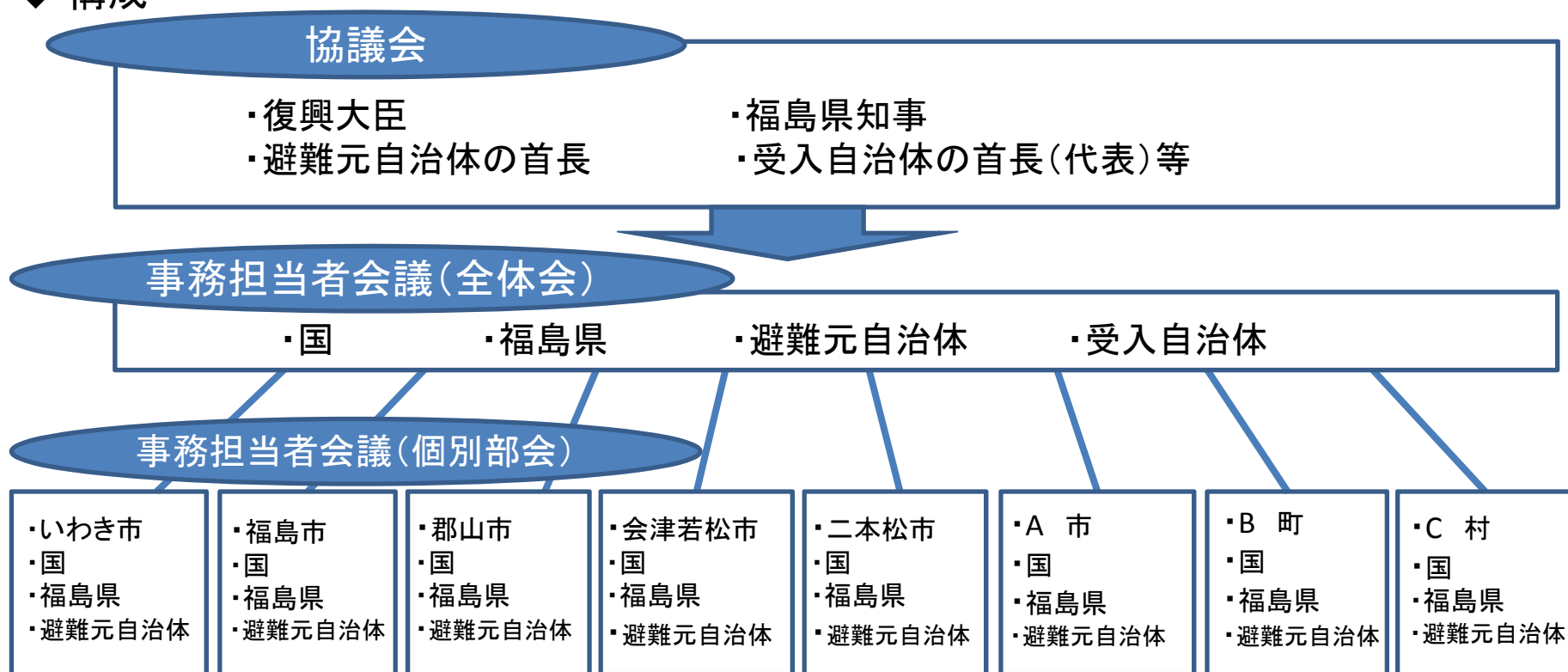
都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		協議済市町村	計画案協議中 市町村	調整中
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町村)		
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、 亘理町 (8市町村)		石巻市
福島県	40	福島市※、郡山市※須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、本宮市※、 桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会 津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉 川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、三春町※、小野町※、広野町※、新地 町※、田村市※、南相馬市※、川俣町※、川内村※、白河市※、石川町※ (33市町村) ※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村	いわき市※	三島町、 矢祭町、 塙町、 柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、 つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町 (19市町村)		鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町 (8市町村)		
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、 川場村 (9市町村)		安中市
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市町村)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、 白井市 (9市町村)		
計	101	93	1	7

2-26 個別課題への対応（長期避難者への生活支援について①）



長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

- ◆ 設置趣旨 避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元自治体）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（受入自治体）からなる協議会を設置する。
- ◆ 協議事項
 - ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
 - ・避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他
- ◆ 構成



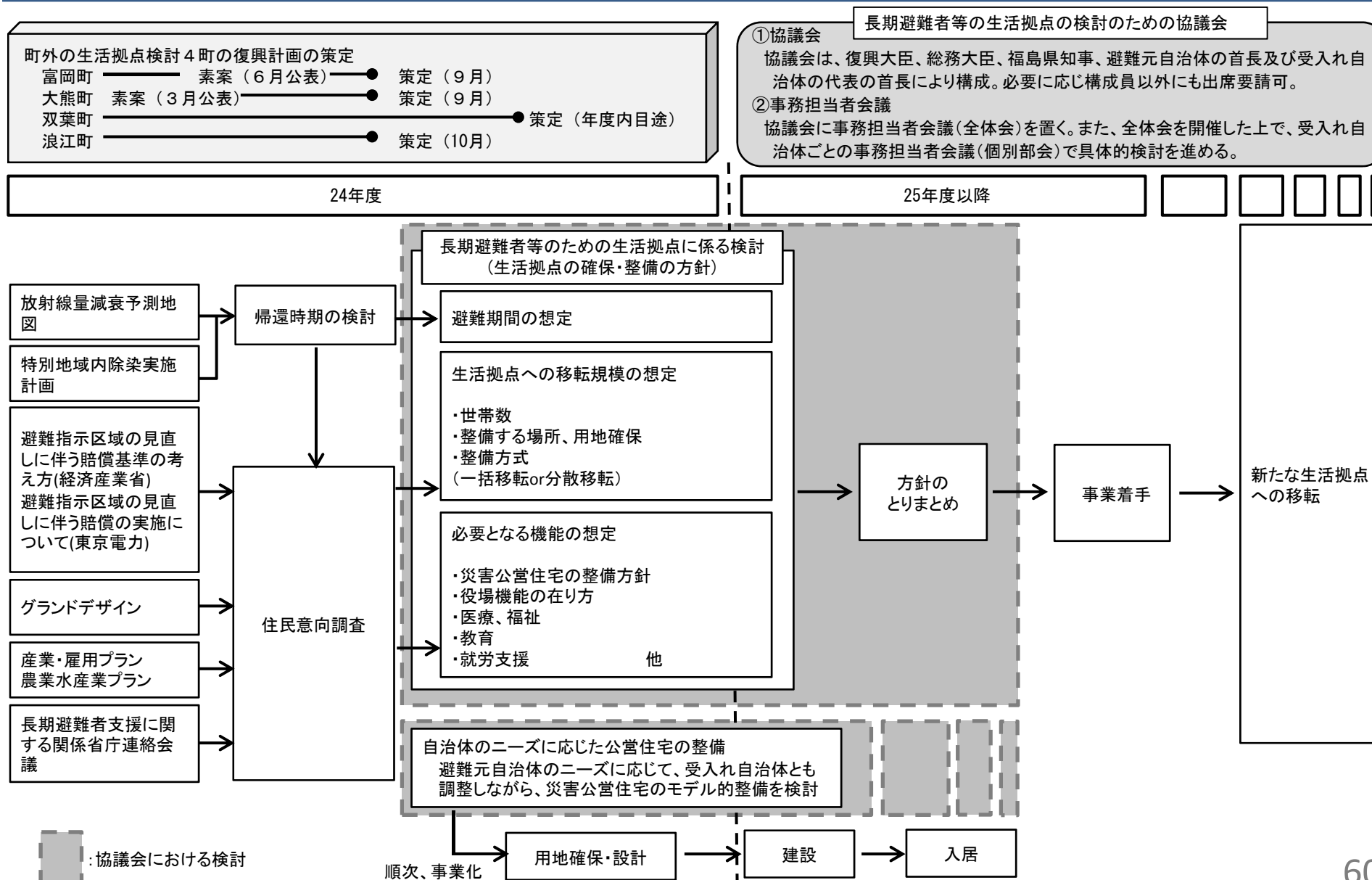
2-26 個別課題への対応（長期避難者への生活支援について②）



復興庁

Reconstruction Agency

長期避難者等のための生活拠点の検討の進め方（イメージ）



○ 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者に対する支援策等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために住民意向調査を実施。

（１）調査方法

- ・ 国、県、市町村の共催により実施。
- ・ 調査実施の有無、実施時期、調査項目等については、各市町村の実情を踏まえ、国、県、市町村で協議しつつ、個別に調整。
- ・ 自治体の状況や希望に応じ、複数回の実施も想定。（特に町外コミュニティをはじめ長期避難者を支援するための具体的な施策の実施に当たっては、避難者の生活実態や今後の希望をさらに詳細に把握することが必要）

（２）調査項目

- ・ 現在の避難先での状況、将来の帰還の意思等の共通調査項目を設定した上で、各自治体が置かれている状況に応じ、個別に調査項目を付加し、各自治体ごとの調査票を作成。

（３）調査実施状況 ※3月22日現在

平成24年10月公表	葛尾村
11月公表	大熊町（第1回）
25年 2月公表	田村市、飯舘村、双葉町、楢葉町、富岡町
3月公表	浪江町、大熊町（第2回）



- 警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。
- 平成25年3月までに10市町村（広野町・田村市・川内村・南相馬市・楡葉町・飯舘村・富岡町・浪江町・葛尾村・川俣町）の工程表を段階的に公表。
- 区域見直しの動向等に応じて、さらに対象町村を拡大するとともに、事業の具体化に応じて対象事業を拡充。

工程表の内容

- ① 国、県、市町村等の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標をバーチャートで表示

対象事業及び作成単位

- 市町村単位で作成する事業（例）
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設 等
- 路線、施設単位等で作成する事業（例）
し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道・常磐道、鉄道、漁港等 等

工程表の作成趣旨

- ① 「工程表」の目的は、災害復旧事業を中心として、当面3か年の復旧の見通しについて、現状を「見える化」し、帰還を目指す住民の方々や地域の関係者とも共有化すること。
- ② 工程表は、各施設管理者における進捗管理の基礎となるものであることから、各施設管理者において作成。

公表及び進捗管理

- ① 工程表は、今後、区域見直しや事業の具体化を踏まえ、対象事業や対象区域の拡充を行い、節目節目で見直しを実施。
- ② 作成した工程表は、関係各省、復興庁、福島県及び該当市町村において、ホームページ等で公表。

■工程表のイメージ

	整備主体	被災／稼働状況	H24				H25				H26				H27以降	備考・ポイントなど
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
〇〇事業			調査		査定	工事										
※※事業			査定		工事											
△△事業			調査		査定	工事										

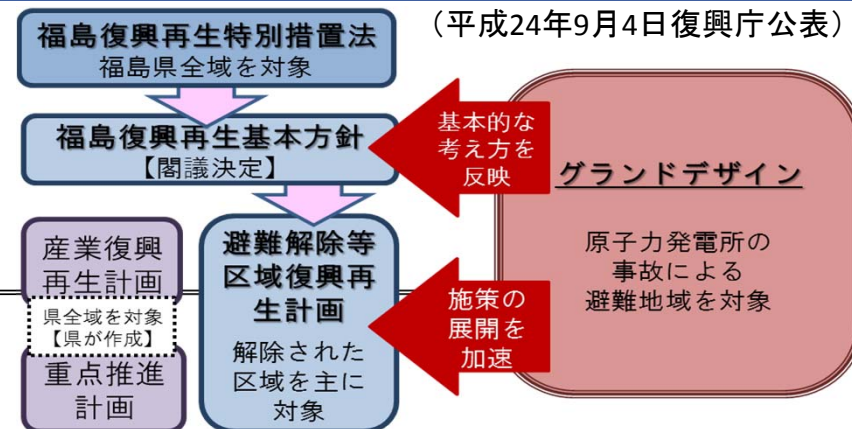
2-26 個別課題への対応（原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）について【概要】）

（平成24年9月4日復興庁公表）

【グランドデザインの位置づけ】

1. 福島県・関係市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示すもの。
2. グランドデザインの中で示す復興の姿などは、今後、自治体との対話や議論を深めるための素案として示すもの。

【グランドデザインの概要】



I 国の基本姿勢

1. 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速する。
2. 国は、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、①生活環境の回復、②居住環境及び就労の確保、③地域の経済とコミュニティの再生に取り組む。
3. 国は、被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさとを取り戻し、安全に安心して生活が再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行する。

II 目指すべき復興の姿

震災以前の双葉郡の状況

- ① 地域の人口は、震災以前においても減少傾向（2020年は2010年比▲8.9%）。内陸部では高齢化も進展。
- ② 電力関連産業に大きく依存した経済構造（就業者約3.5万人中、約1万人が東電・その他関連産業等。域内総生産の6割超を占める）。
- ③ 放射線量の高い4町（大熊、双葉、浪江、富岡）が、双葉郡の人口の76%、総生産の67%を占める。

目指すべき復興の姿

短期的な姿（2年後）

- ① 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- ② 避難指示解除準備区域等の環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- ③ 住民が生活の再建に取り組める環境を構築。

中期的な姿（5年後）

- ① 避難指示解除区域が拡大し、隣接地域と一体的に地域全体の復興を加速化。
- ② 産業振興・営農支援等を全面的に進め、生活圏とコミュニティを形成。

長期的な姿（10年後以降）

- ① 将来も健康で安心して定住できる魅力ある地域を形成し、地域や人のつながりを大切にした地域社会の形成を目指す。
- ② 新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故で失われた雇用規模の回復に取り組む。

III 実施すべき取組

上記「復興の姿」を実現するため、国は、①生活環境の再生と社会資本の再構築、②地域を支える産業の再生と雇用の創出、③避難の状況に応じた生活の再建、④放射線対策の強化、のための取組の指針を示し、具体的な取組を一体的に進める。

2-26 個別課題への対応（産業振興・雇用促進プラン）



復興庁

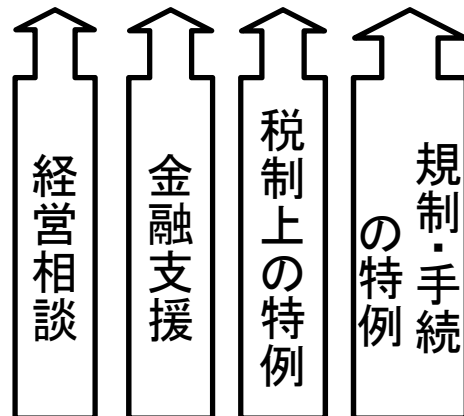
Reconstruction Agency

（平成24年9月4日復興庁公表）

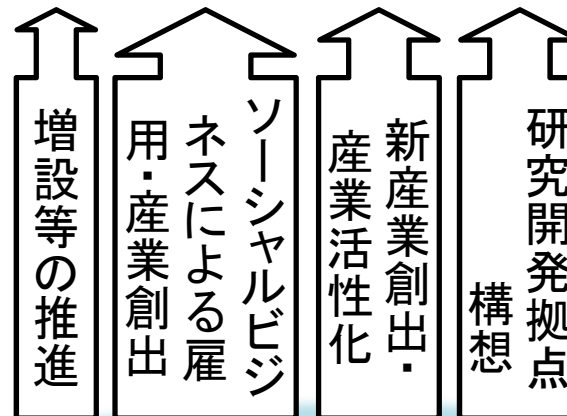
避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）に即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプラン

具体的な対策

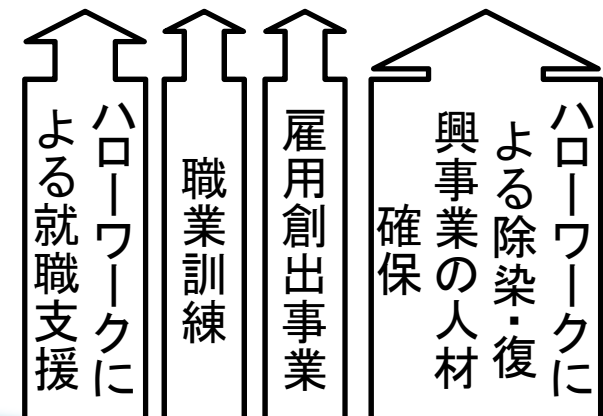
企業の帰還に向けた取組



新規投資の促進等



雇用拡大・就労支援



個別企業のニーズ等に対応、施策の活用促進に向け、きめ細かいフォローアップ体制を構築

住民

企業

地元経済団体

地元自治体

緊密な連携・協力体制の構築

国（復興庁、厚生労働省、経済産業省 ほか）

2-26 個別課題への対応（農林水産業振興プラン）



復興庁

Reconstruction Agency

（平成24年9月4日復興庁公表）

避難地域における農林水産業の再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニュー等を提示するもの

営農の再開に向けた取組

○農用地等の除染

- ・国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施。

○農地・農業用施設等の復旧

- ・基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県・市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が進むよう支援。

○農業生産基盤整備の推進

- ・農業の復興及び再生のための生産基盤整備を推進。
- ・農道や集落道についても一体的に整備。

○農業に係る環境モニタリング等

- ・農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施、情報発信により国民の理解を得る。

○地域の農業再生に向けた計画づくり

- ・避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討。

○営農再開に向けた条件整備

- ・営農再開に向けた地域の取組推進
- ・農業系廃棄物の処分
- ・生産者等による施設、機械等の補修・整備
- ・試験栽培の実施
- ・施設、機械等の整備等に対する支援

○食品の検査の実施と情報の提供

○風評被害対策

林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- ・現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者による森林整備を推進。
- ・木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を実施。

漁業の再開に向けた検討

- ・放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能か検討。

区域外での事業再開等

- ・被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供等営農の再開に向けた支援を実施。



- ・ 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っておらず、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- ・ こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じ、切れ目なく支援する。

福島県内

避難区域等

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保全管理

〔除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援〕



○ 鳥獣被害防止緊急対策

〔一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援〕

○ 放れ畜対策

〔放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援〕



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

〔基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援〕



○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

〔遽ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援〕

○ 収穫後の汚染防止対策

〔収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援〕



第3段階

○ 新たな農業への転換

〔経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援〕

避難区域等の営農再開を後押し

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

※その他特認事業を措置

2-26 個別課題への対応

(原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要)



復興庁

Reconstruction Agency

(平成25年4月2日公表)

- 復興庁において、平成25年度当初予算案を中心に各省庁における取組(予算以外の取組を含む)を取りまとめ。
- 被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う。

1. 放射性物質の確実な把握と コミュニケーションの強化

(1) 被災地産品の放射性物質検査の実施

- ・食品中の放射性物質の基準値の設定
- ・被災地産品の放射性物質検査体制整備と検査実施 等

(2) 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

- ・福島県内を中心とした放射線モニタリング体制整備 等

(3) 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

- ・食品中の放射性物質基準値、放射性物質による健康影響等に関する情報提供
(シンポジウム、ミニ集会の開催、ポスター等の配布) 等

2. 風評被害を受けた産業への支援

(1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

- ・福島産農産物等のブランド力回復のためのPR事業
(メディアを活用した広報、全国キャラバン等)
- ・全国的な被災地産品消費拡大に向けた「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進
(一環として全府省庁の食堂、自衛隊用糧食等における被災地産食材積極利用等)
- ・被災地産業(農業、商工業等)による新製品開発等支援
- ・被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけ 等

(2) 国内外から被災地への誘客促進等

- ・福島県をはじめとする東北地方等への旅行需要喚起のためのPR事業
(メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等) 等

国民の健康
リスク回避

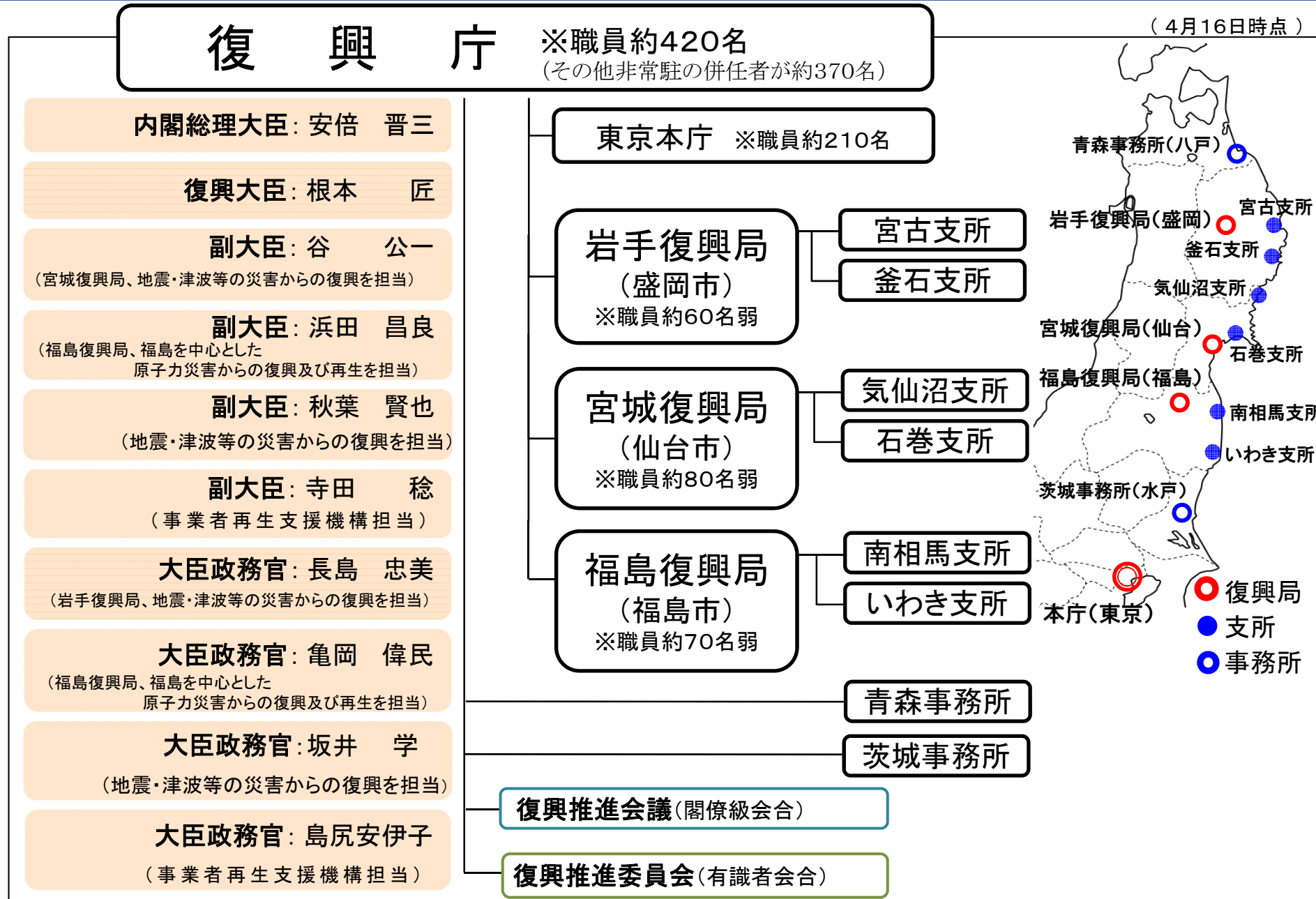
食品等の安全・消費者の信頼の確保

被災地の産業への直接的・間接的(風評)影響の克服

被災地の産業における新たな需要創出

3 復興関連諸制度等

3-1 復興庁の体制



3-2 最近の復興加速への取組

1. 復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底（速やかに対応）

【主な対応】

【福島関係】

- 福島における「福島復興再生総局」の設置と復興庁幹部の常駐。
- 東京における「福島復興再生総括本部」の設置による政府中枢機能の強化。
- 「除染・復興加速のためのタスクフォース」の開始
- 「風評被害タスクフォース」の開始

【被災地全般関係】

- 復興庁職員の意識改革
- 「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」において施策パッケージをとりまとめ。
- 復興大臣の裁量で、事業費追加や新ニーズに機動的に対応するとともに、諸制度の隙間を埋めて復興の調査企画等を実施するための予算制度の創設。（当初）

2. 復興予算に関するフレームの見直し等（H24補正、H25予算）

【主な対応】

- 平成25年度予算編成と併せて復興フレームを見直し（5年間19兆円を25兆円に見直し）、必要な財源を確保。
- 復興予算について復興庁に一括計上するとともに、用途を厳格化。

3. 復興の加速策の具体化・推進（H24補正、H25予算等）

（1）住宅再建・まちづくり、なりわいの確保等

【主な対応】

- 住宅・宅地の戸数の年度別目標である「住まいの復興工程表」を公表。また、工程表の実現のための加速化措置を策定・公表。
- 津波被災地域において、住民の定着を促進する住宅再建支援のための取崩し型復興基金の増額。（補正）
- 公務員OB・民間実務経験者・海外青年協力隊帰国隊員等の活用、URの現地体制拡充、マンパワー対策の強化や被災自治体の事務負担の軽減。
- 津波・原子力災害被災地域における雇用創出のための企業立地に係る新たな支援制度の創設やグループ補助金の事業対象に共同店舗の新設や街区の再配置等を追加し、被災地域の商業復興を促進。（当初）
- 復興交付金について、対象拡大やほかの支援制度による対応等、更なる柔軟化を実施。

（2）福島の復興・再生の加速化

【主な対応】

- 補正予算での福島復興・再生に向けた対策の盛り込み。
- これまで対処できなかった課題に対する新たな支援制度の創設。
 - ・ 地域の希望復活応援事業（補正）
 - ・ コミュニティ復活交付金の創設（当初）
 - ・ 子ども元気復活交付金の創設（子育て環境の整備等）（当初）
- 福島県に基金を造成し、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援。
- 避難解除区域等における雇用機会の確保のための迅速な企業立地の促進に資する措置（税制）など福島復興再生特別措置法改正案の提出。
- 「除染適正化プログラム」の策定・公表。
- 早期帰還・定住に向けたプランをとりまとめ。
- 「原子力被害による被災者支援施策パッケージ」の公表。
- 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」の公表

3-3 関連立法

1. 被災者支援

- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年4月27日法律第30号）
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）
- ・東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年6月8日法律第64号）
- ・東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成23年6月15日法律第68号）
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成23年6月21日法律第69号）【※当該法律の特例期間については、平成23年11月30日をもって終了】
- ・東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）

2. 復旧事業・まちづくり

- ・東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年4月29日法律第33号）
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日公布法律第99号）
- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年4月29日法律第34号）
- ・東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年5月2日法律第43号）
- ・津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日法律第77号）

3. 事業再生

- ・東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年6月29日法律第80号）
- ・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成23年8月3日法律第89号）
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年11月28日法律第113号）

4. 自治体等支援

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）【再掲】
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成23年5月2日法律第41号）
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年8月30日法律第102号）
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年12月2日法律第116号）
- ・東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年2月15日法律第1号）
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年6月20日法律第36号）

5. 原子力災害

- ・原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日法律第94号）
- ・平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年8月5日法律第91号）
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年5月2日法律第40号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年8月12日法律第96号）
- ・福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日法律第25号）
- ・原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）
- ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年6月27日法律第48号）

6. 復興施策

- ・東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）
- ・東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月14日法律第122号）
- ・復興庁設置法（平成23年12月16日法律第125号）

7. その他（財源確保、選挙の特例など）

- ・東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年5月2日法律第42号）
- ・平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（平成23年7月29日法律第88号）
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額減額の特例に関する法律（平成23年3月31日法律第11号）
- ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月22日法律第117号）
- ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日法律第118号）
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年3月22日法律第2号）
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年5月27日法律第55号）
- ・東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成23年5月2日法律第44号）
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年2月29日法律第2号）
- ・国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律（平成24年4月27日法律第29号）
- ・特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年3月31日法律第15号）
- ・災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年6月27日法律第41号）

3-4 復興関係予算

(単位: 億円)

23年度1次補正 (23年5月2日成立)		23年度2次補正 (23年7月25日成立)		23年度3次補正 (23年11月21日成立)		24年度当初 (24年4月5日成立)		24年度補正 (25年2月26日成立)	
(1)災害救助等関係経費	4,829	1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	(1)災害救助等関係経費	941	(1)災害救助等関係経費	762	(1)インフラ等復旧、まちづくり	1,970
(2)災害廃棄物処理事業費	3,519	(1)原子力損害賠償法関係経費	2,474	(2)災害廃棄物処理事業費	3,860	(2)災害廃棄物処理事業費	3,442	(2)産業振興・雇用の確保	502
(3)災害対応公共事業関係費	12,019	(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費	280	(3)公共事業等の追加	14,734	(3)公共事業等の追加	5,091	(3)原子力災害からの復興	706
(4)施設費災害復旧費等	4,160	2. 被災者支援関係経費	3,774	(4)災害関連融資関係経費	6,716	(4)災害関連融資関係経費	1,210		
(5)災害関連融資関係経費	6,407	(1)二重債務問題対策関係経費	774	(5)地方交付税交付金	16,635	(5)地方交付税交付金	5,490		
(6)地方交付税交付金	1,200	(2)被災者生活再建支援金補助金	3,000	(6)東日本大震災復興交付金	15,612	(6)東日本大震災復興交付金	2,868		
(7)その他の関係経費	8,018	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5	(7)原子力災害復興関係経費	3,558	(7)原子力災害復興関係経費	4,811		
		4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000	(8)全国防災対策費	5,752	(8)全国防災対策費	4,827		
		5. 地方交付税交付金	4,573	(9)その他の関係経費	24,631	(9)その他の関係経費	3,999		
						(10)東日本大震災復興予備費	4,000		
						(11)国債整理基金特会への繰入	1,253		
※1 計40,153		計19,106		※2 計92,438		計37,754		計3,177	

※1 財務省公表資料(一次補正歳出額)に記載されている既定経費の減額(37,102億円)については計に含めず。

※2 財務省公表資料(三次補正歳出額)に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※3 平成23年度4次補正予算及び平成24年度当初予算のそれぞれの一般会計予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ又は社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

※4 上記5つの「計」の単純な合計は約19.3兆円であるが、「集中復興期間」(23年度～27年度)における復旧・復興事業の財源(25兆円程度)との関係では、除染費用など東京電力への求償が想定される経費等を除くことから、約17.5兆円となる。

3-4 平成24年度復興特別会計予算

復興特別会計予算

(3兆7,754億円)

<具体例> (1兆7,321億円)

○全国防災※ 4,827億円

○震災復興特別交付税
5,490億円

○復興予備費 4,000億円

○復興債費 1,253億円

○その他 1,751億円

復興庁所管予算

(2兆0,433億円)

<具体例> 復興交付金 2,868億円、復興調整費 50億円 等

復興関係事業費の一括計上予算 (1兆7,429億円)

<具体例>

○被災地における公共事業等 4,881億円

○原子力災害復興関係 4,569億円

○災害廃棄物処理事業 3,442億円 等

※全国防災とは、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」(「東日本の復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定))を指す。

3-4 平成25年度復興特別会計概算決定額



復興庁

Reconstruction Agency

復興特別会計

(4兆3,840億円)

復興庁所管

(2兆9,037億円)

<具体例> (1兆4,803億円)

○震災復興 特別交付税	6,053億円
○復興加速化・ 福島再生予備費	6,000億円
○全国防災	1,274億円
○復興債費	662億円
○その他	815億円

<具体例>

復興交付金	5,918億円
復興推進調整費	100億円
福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	48億円
長期避難者生活拠点形成交付金	503億円
福島定住緊急支援交付金	100億円 等

復興関係事業費の一括計上

(2兆2,289億円)

<具体例>

○被災者支援	1,883億円
○まちの復旧・復興	10,753億円
○産業の振興・雇用の確保	3,063億円
○原子力災害からの復興・再生	6,590億円

3-4 (参考) 復興関係予算の執行状況 (23年度末現在)

平成23年度補正予算(1次～3次)の執行状況(23年度末現在)

(単位:億円、%)

所 管	歳 出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A-B-C)	執行率 (B/A)	繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
被災者支援	15,496	12,244	2,323	928	79.0	15.0	6.0
生活支援	9,232	7,119	1,920	193	77.1	20.8	2.1
教育・医療・福祉	3,307	3,112	99	96	94.1	3.0	2.9
救助活動	2,486	1,683	199	603	67.7	8.0	24.3
その他	469	329	104	35	70.2	22.2	7.6
インフラ等復旧、まちづくり	60,083	17,425	34,907	7,751	29.0	58.1	12.9
災害廃棄物処理	7,378	3,186	3,941	250	43.2	53.4	3.4
公共事業(災害復旧)	19,146	2,895	11,857	4,392	15.1	61.9	22.9
施設等の災害復旧等	9,093	3,090	4,105	1,896	34.0	45.2	20.9
復興に向けた公共事業等	2,706	872	1,770	63	32.2	65.4	2.3
住宅	6,096	4,870	111	1,113	79.9	1.8	18.3
東日本大震災復興交付金等	15,661	2,508	13,119	33	16.0	83.8	0.2
産業の振興・雇用の確保	31,918	27,204	3,768	945	85.2	11.8	3.0
産業振興	26,745	22,389	3,455	900	83.7	12.9	3.4
災害関連融資	13,205	13,056	25	122	98.9	0.2	0.9
中小企業への支援・国内立地補助事業等	5,238	3,870	1,350	17	73.9	25.8	0.3
農林水産業の復興支援	5,358	3,670	996	691	68.5	18.6	12.9
研究開発・再生エネルギー等	2,942	1,791	1,082	69	60.9	36.8	2.4
雇用の確保	4,332	4,308	—	23	99.4	—	0.6
その他	840	505	313	21	60.2	37.3	2.5
原子力災害からの復興・再生	12,410	9,775	2,176	458	78.8	17.5	3.7
風評被害対策・食の安全確保等	3,517	3,028	87	401	86.1	2.5	11.4
除染等	5,793	3,870	1,878	44	66.8	32.4	0.8
研究開発拠点整備等	3,037	2,830	205	1	93.2	6.8	0.0
その他	62	45	5	10	73.8	9.2	17.0
地方交付税交付金	22,408	22,408	—	—	100.0	—	—
全国防災対策費	6,092	1,376	4,519	196	22.6	74.2	3.2
その他の復興事業	833	78	—	754	9.5	—	90.5
合 計	149,243	90,513	47,695	11,034	60.6	32.0	7.4

※1. 計数は、今後の異動がありうる。また、支出済歳出額及び翌年度繰越額については、計数に異動があったため、平成24年6月29日に公表した資料の合計とは異なっている。

※2. 計数は、億円未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

3-4 (参考) 復興関係予算の執行状況 (24.9.30現在)

平成23年度補正予算(繰越分)及び平成24年度予算の執行状況(24.9.30現在)

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度補正予算(繰越分) 及び平成24年度予算の合計額 (A)	執行状況		執行率 (B/A)	支出率 (C/A)
		内示済額等 ^{※3} (B)	支出済額 (C)		
被災者支援	3,963	1,320	698	33.3	17.6
生活支援	2,428	446	382	18.4	15.8
教育・医療・福祉	535	338	176	63.3	32.9
救助活動	815	380	109	46.6	13.5
その他	183	154	29	84.3	16.1
インフラ等復旧、まちづくり	47,321	23,333	4,618	49.3	9.8
災害廃棄物処理	7,384	576	0	7.8	0.0
公共事業(災害復旧)	14,009	10,881	829	77.7	5.9
施設等の災害復旧等	5,044	3,097	332	61.4	6.6
復興に向けた公共事業等	4,183	4,044	600	96.7	14.3
住宅	661	661	542	100.0	82.0
東日本大震災復興交付金等	16,036	4,071	2,312	25.4	14.4
産業の振興・雇用の確保	6,630	5,607	1,016	84.6	15.3
産業振興	6,177	5,256	887	85.1	14.4
災害関連融資	1,335	895	121	67.1	9.1
中小企業への支援・立地補助事業等	1,919	1,826	372	95.2	19.4
農林水産業の復興支援	1,423	1,112	262	78.1	18.4
研究開発・再生エネルギー等	1,499	1,422	130	94.9	8.7
雇用の確保	118	26	12	22.4	10.8
その他	334	324	116	97.0	34.8
原子力災害からの復興・再生	7,364	1,987	510	27.0	6.9
風評被害対策・食の安全確保等	206	168	28	81.5	13.6
除染等	6,456	1,190	171	18.4	2.7
研究開発拠点整備等	622	600	306	96.4	49.2
その他	78	28	4	36.0	6.2
地方交付税交付金	5,490	—	—	—	—
全国防災対策費	9,345	8,976	732	96.1	7.8
その他の復興事業	79	53	12	67.9	15.8
合 計	80,196	41,280	7,589	51.5	9.5

※1. 計数は、今後の異動がありうる。

※2. 計数は、億円未満を切り捨てているため、計とは一致しない場合がある。

※3. 執行額は、①公共事業等(道路の建設、港湾の整備、施設整備等)については、「実施計画」によって事業の箇所付け等を決定した金額、②それ以外の事業(雇用対策や産業振興等)については、各府省が地方公共団体等に対し、事業内容やその事業費を内示した段階の金額である。

※4. 平成24年度予算には、復興予備費(4,000億円)及び国債整理基金特会への繰入(1,253億円)を含まない。

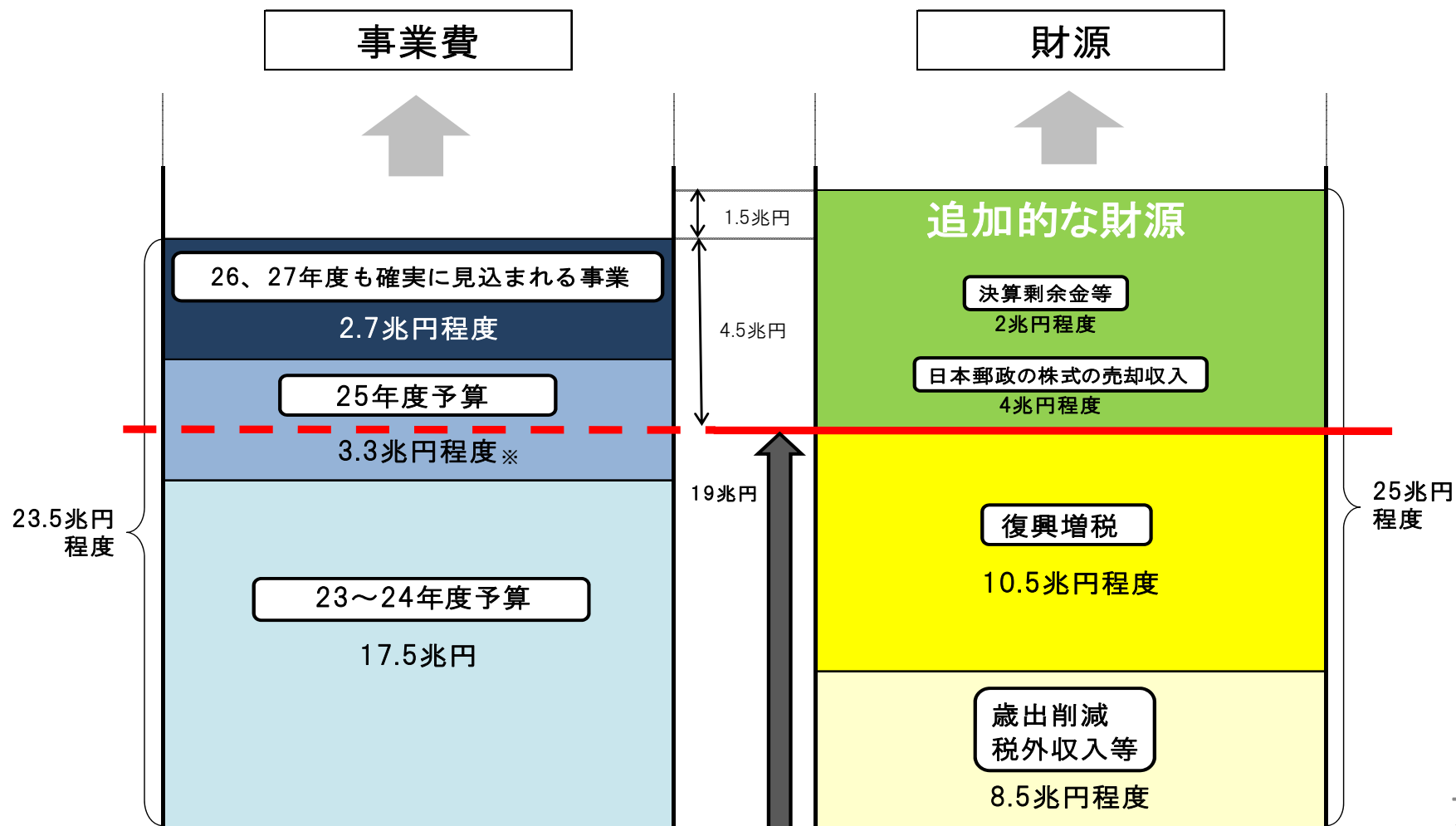
3-4 復興財政フレームの見直し (H25.1.29 復興推進会議決定)



復興庁

Reconstruction Agency

- 「集中復興期間」(平成23年度～平成27年度)における復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおり見直し(5年間19兆円を25兆円)を決定。
- 今後は、毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。また、これを踏まえ、事業規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行う。



※原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

3-5 復興特区制度①

復興特区制度の概要

- 地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・手続の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用。
- 地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経て、新たな特例等を追加・拡充。

特例措置

規制・手続等の特例

- ・公営住宅の入居基準の緩和
- ・農林水産物加工・販売施設等の整備に係る農地転用許可の特例
- ・医療・介護確保のための特例 等

税制上の特例

- ・特別償却・税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

財政・金融上の特例

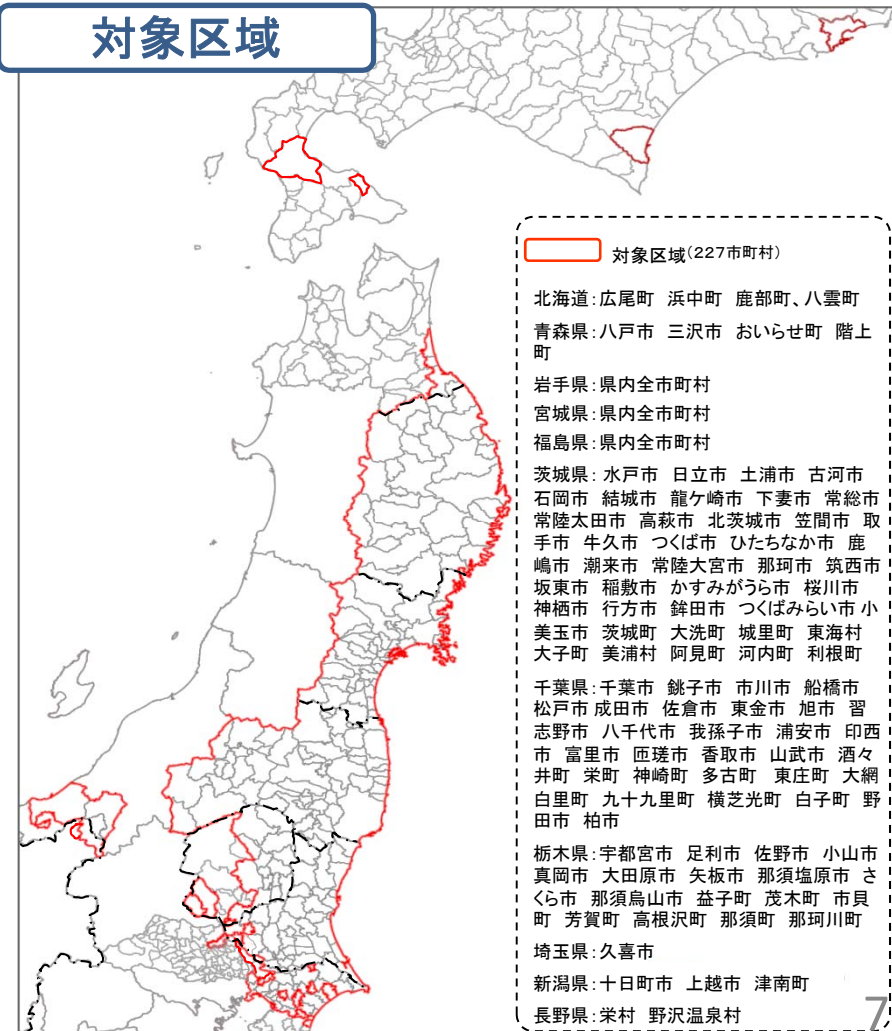
- ・復興交付金
- ・利子補給金

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和 等

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

対象区域



3-5 復興特区制度②

- 規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画の申請、認定が進んでいる。
- 土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、策定、公表が進んでいる。

① 復興推進計画

これまでに、以下のとおり、計59の復興推進計画について認定を行ったところ。(平成25年4月22日現在)

(1) 税制上の特例

製造業、サービス業等を対象とした税制上の特例(機械装置の即時償却、新規立地企業の5年間無税等)に係る18計画を認定。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県等)

また、税制上の特例の適用に必要な認定地方公共団体による指定の件数及び事業者数は、それぞれ1,389件、1,143社。(平成25年2月末現在)

(2) 金融上の特例

利子補給金の支給を内容とする金融上の特例に係る25計画を認定。(三沢市、石巻市、いわき市等の各市町)

(3) 規制の特例

住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の規制の特例に係る22計画を認定(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県等)

※1つの計画に複数の特例が盛り込まれている場合があるため、(1)～(3)の計画の合計数と認定計画数とは一致しない。

② 復興整備計画(既存の土地利用計画の枠組みを超えて、手続きのワンストップ処理等の特例措置を創設)

岩手県の10市町村、宮城県の13市町、福島県の5市町において復興整備協議会が組織され復興整備計画が公表された。この協議会には、復興局長が構成員となり、復興局は市町村、県、各省の調整が円滑に行われるよう支援。

3-5 復興特区制度③

(参考)復興推進計画の認定状況① (※)1つの計画に複数の特例が盛り込まれているため再掲

1. 税制上の特例(18件)

(平成25年4月22日現在)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	H24.3.2	青森県・4市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
岩手	H24.3.30 (H24.8.28、 H25.3.26 変更認定)	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H25.3.26	釜石市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業、医療・福祉産業、観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
宮城	H24.2.9 (H24.5.25、 H24.12.14 変更認定)	宮城県・34市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H24.3.2	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H24.3.23	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・金融上の特例(利子補給金の支給)	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される
	H24.3.23	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例(国税)	商業、福祉・介護業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。 まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	H24.6.12	宮城県・17市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	情報サービス関連産業(ソフトウェア業、コールセンター、データセンター等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H24.7.27 (H24.9.28 変更認定)	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業及び観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H24.9.28	宮城県・11市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H24.12.14	多賀城市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業及び飲食業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H24.12.14	東松島市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業及びツーリズム関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H25.3.26	石巻市	・被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等	復興居住区域において、被災者向けの優良賃貸住宅の供給が促進される。
	H25.3.26	岩沼市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	小売業、医療・福祉産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

3-5 復興特区制度④

(参考)復興推進計画の認定状況② (※)1つの計画に複数の特例が盛り込まれているため再掲

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
宮城	H25.4.12	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	学習支援業(水族館)、小売業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
福島	H24.4.20	福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	H24.11.13	いわき市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
茨城	H24.3.9 (H24.9.28 変更認定)	茨城県・13市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

2. 金融上の特例(25件)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	H24.6.26	三沢市	・利子補給金の支給	冷凍食品製造工場の整備が促進される。
	H24.10.12	八戸市	・利子補給金の支給	冷凍・冷蔵施設の整備が促進される。
岩手	H25.2.22	大槌町	・利子補給金の支給	採石プラント増設に伴う設備機器の増強が促進される。
	H25.2.22	宮古市	・利子補給金の支給	採石プラント増設に伴う設備機器の増強が促進される。
宮城	H24.3.23	塩竈市	・利子補給金の支給 ・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)(※)	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される。
	H25.2.1	石巻市	・利子補給金の支給	電子部品等の研究開発・生産拠点の再整備が促進される。
	H25.2.22	仙台市	・利子補給金の支給	物流センターの新設が促進される。
	H25.2.22	白石市	・利子補給金の支給	コンピューター制御付き物流センターの新設が促進される。
	H25.2.22	大和町	・利子補給金の支給	物流センターの新設が促進される。
福島	H24.4.20	会津若松市	・利子補給金の支給	製造業の中核施設整備が促進される。
	H24.11.13	南相馬市	・利子補給金の支給	段ボール原紙製造設備の整備が促進される。
	H24.12.21	磐梯町	・利子補給金の支給	カメラ用レンズ製造工場の整備が促進される。
	H25.2.1	いわき市	・利子補給金の支給	樹脂製造工場の増設が促進される。
	H25.2.1	いわき市	・利子補給金の支給	冷凍施設の増設が促進される。
	H25.2.1	田村市	・利子補給金の支給	エンジン関連部品製造工場等の増設が促進される。
	H25.2.1	川俣町	・利子補給金の支給	機械設備の新設・増設等が促進される。
	H25.2.1	鏡石町	・利子補給金の支給	医薬品製造工場の新設等が促進される。
	H25.2.1	三春町	・利子補給金の支給	ゴム製品製造業の工場新設が促進される。
	H25.2.22	下郷町	・利子補給金の支給	行動判別センサー製造工場の増設が促進される。
茨城	H25.2.1	日立市	・利子補給金の支給	LNG基地等の整備が促進される。
	H25.2.1	ひたちなか市	・利子補給金の支給	建設機械製作工場の新増設や設備増強が促進される。
	H25.2.22	日立市	・利子補給金の支給	災害医療機能及び高度医療機能を備えた病院の整備が促進される。
	H25.2.22	下妻市	・利子補給金の支給	自動車の排気ガス浄化装置製造工場の新設が促進される。
	H25.2.22	鹿嶋市	・利子補給金の支給	鹿島臨海工業地帯における共同発電所の新設が促進される。
	H25.2.22	阿見町	・利子補給金の支給	乳製品製造工場の新設が促進される。

3-5 復興特区制度⑤

(参考)復興推進計画の認定状況③ (※)1つの計画に複数の特例が盛り込まれているため再掲

3. 規制の特例(22件)

(1)住宅、産業、まちづくり(13件)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
宮城	H24.3.23	石巻市	・農地法の特例(農地転用許可基準の緩和)	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する。
青森	H24.3.2	青森県・4市町	・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例 ・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)(※)	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
宮城	H24.2.9 (H24.5.25 変更認定 H24.12.14 変更認定)	宮城県・34市町村	・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例 ・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)(※)	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	H25.4.12	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)(※)	学習支援業(水族館)、小売業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
茨城	H24.3.9 (H24.9.28 変更認定)	茨城県・13市町村	・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例 ・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)(※)	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
岩手	H24.8.3	釜石市	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	工業専用地域において、商業施設の整備が促進される。
宮城	H24.9.28	七ヶ浜町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	町内中心部の高台地区(第一種中高層住居専用地域)において、第二種中高層住居専用地域と同様の一定規模の事務所の建築が可能となる。
	H24.11.6	女川町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	第二種住居地域及び商業地域の一部区域において、漁業関連施設や水産加工施設等の建設を可能とする。
宮城	H25.4.12	宮城県・10市町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎や仮設事務所や仮設商店等の存続期間を延長し、住民サービスの安定的な供給を行う。
福島	H24.7.27	南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
茨城	H25.1.29	茨城県・5市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設庁舎や仮設校舎等の存続期間を延長し、住民サービスの安定的な供給を行う。
栃木	H24.11.6	高根沢町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎の存続期間を延長することが可能となり、地域児童の学習機会を適正に確保する。
千葉	H25.2.22	旭市	・公営住宅の入居者要件の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を促進する。

3-5 復興特区制度⑥

(参考)復興推進計画の認定状況④ (※)1つの計画に複数の特例が盛り込まれているため再掲

(2)医療、福祉等(9件)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
岩手	H24.2.9	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	H24.3.30 (H24.8.28 変更認定)	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)(※) ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
宮城	H24.4.10	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。 事業者には設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
福島	H24.3.16	福島県	・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	事業者には設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	H24.4.20	福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
岩手	H25.4.12	岩手県	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
宮城	H25.3.26	宮城県	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
福島	H24.8.3	福島県・59市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
茨城	H24.10.30	茨城県・40市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。

3-5 復興特区制度⑦

(参考) 課税の特例に係る指定の状況 (平成25年2月末現在)

課税の特例の適用を受けるために必要な認定地方公共団体による指定状況について、件数及び事業者数は以下のとおり。

1. 特例ごとの状況

指定件数	課税の特例の法の根拠					指定事業 者数		
	第37条	第38条	第39条	第40条	計			
2月末現在	721	619	47	2	1,389		2月末現在	1,143
(参考) 1月末現在	657	562	43	2	1,264		(参考) 1月末現在	1,035

- ・法第37条の特例:機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・法第38条の特例:被災雇用者等に対する給与等支給額の10%税額控除
- ・法第39条の特例:開発研究用資産の特別償却等
- ・法第40条の特例:新規立地促進税制

(注) 課税の特例ごとに指定を受けなければならないことから、1社で複数の特例について指定を受けている指定事業者等があるため、指定件数より指定事業者数が少なくなっている。

2. 各県ごとの状況

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	145	155	361	333	395	1,389
指定事業者数	133	141	290	295	310	1,169

(注) 複数の県で指定を受けている事業者があるため、各県の指定事業者数の合計は上述の「指定事業者数 2月末現在 1,143」と一致しない。

3-5 復興特区制度⑧

(参考) 復興整備計画の公表状況

(平成25年4月1日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計10市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、 野田村)	計103地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計17地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計33地区) ・都市施設の整備に関する事業 (大船渡市等の計40地区) ・土地改良事業 (釜石市の計1地区) ・その他施設(例:サケふ化場)の整備に関する事業 (宮古市等の計34地区)	・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計31地区)
宮城	○計13市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、岩沼市、 東松島市、亘理町、山元町、 七ヶ浜町、利府町、女川町、 南三陸町)	計233地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計17地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計181地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計23地区) ・その他施設(例:太陽光発電)の整備に関する事業 (石巻市等の計48地区)	・農地法の転用許可みなし (石巻市等の計141地区) ・都市計画法の開発許可みなし (岩沼市等の計9地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計8地区)
福島	○計5市町 (いわき市、相馬市、南相馬市、 広野町、新地町)	計133地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計6地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計54地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計52地区) ・土地改良事業 (相馬市の計6地区) ・その他施設(例:植物工場)の整備に関する事業 (いわき市等の計25地区)	・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計65地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計14地区)

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-6 復興交付金①

- 東日本大震災により、著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援。
- 復興地域づくりに必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた極めて柔軟な制度。

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第七十七条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

基幹事業

・被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化(5省40事業→右表参照)。

効果促進事業等(関連事業)

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

地方負担の軽減

- ・①及び②により地方の負担は全て国が手当て
 - ① 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
 - ② 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・事業間流用や基金の設置、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護施設復興まちづくり整備事業(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業(市街地相互の接続道路)
18	道路事業(高台移転に伴う道路整備(区画整理))
19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
20	災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低減事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
24	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
29	住宅・建築物安全ストック形成事業(げけ地近接等危険住宅移転事業)
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-6 復興交付金②



復興交付金の予算規模

○ 事業費 2兆2,891億円 国費 1兆8,479億円

〔うち、平成23年度第3次補正予算 事業費 1兆9,307億円 国費 1兆5,612億円〕
〔うち、平成24年度予算 事業費 3,584億円 国費 2,868億円〕

○ 平成25年度予算案：事業費 7,397億円 国費 5,918億円

復興交付金のこれまでの配分額

(第1回：24年3月2日、第2回：5月25日、第3回：8月24日、第4回：11月30日、第5回：25年3月8日)

【第1回から5回までの合計額】(申請額を上回る額を配分)

	事業費	国費
申請額	1兆7,914億円	1兆4,019億円
配分額	1兆9,369億円	1兆5,703億円

【第1回(3月2日(24年))】

	事業費	国費
申請額	4,991億円	3,899億円
配分額	3,055億円	2,510億円

【第2回(5月25日)】

	事業費	国費
申請額	2,139億円	1,696億円
配分額	3,165億円	2,612億円

【第3回(8月24日)】

	事業費	国費
申請額	1,423億円	1,110億円
配分額	1,806億円	1,435億円

【第4回(11月30日)】

	事業費	国費
申請額	7,222億円	5,689億円
配分額	8,803億円	7,148億円

【第5回(3月8日(25年))】

	事業費	国費
申請額	2,139億円	1,625億円
配分額	2,540億円	1,998億円

3-6 復興交付金③

復興交付金の主な使途と取組(1)

基幹事業

○ 生業の再建、住まいの確保等復興まちづくりに必要な事業を幅広く支援。

- ・防災集団移転促進事業（27市町村(219地区、約3.2万戸)、約4,530億円）
- ・災害公営住宅整備事業（56市町村(約1.6万戸)、約4,494億円）
- ・道路事業（47市町村、約2,287億円）
- ・水産・漁港関連施設整備事業（34市町村、約1,683億円）
- ・都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等）（20市町村、約1,317億円）
- ・農地整備、農業用施設等整備事業（35市町村、約917億円）
(事業費ベース)

○ それに加えて、住宅、生業の再建にとどまらないまちづくりの新たな課題に対応するため、以下のような事業にも対応。

○ 津波復興拠点における施設整備

- ・公益施設(地域交流センター)
- ・防災拠点施設(津波避難デッキ、防災センター)
- ・その他便益施設(駐車場、広場)

○ 防集跡地の利用方策

- ・津波防災緑地、公園整備
- ・漁業集落の嵩上げ

○ 将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備

- ・将来の営農再開に対応する農業用機械(トラクター、コンバイン等)導入
- ・水産業の関連施設(残渣処理施設、排水処理施設等)整備

○ 観光・交流施設整備

- ・自治会館、コミュニティーセンター
- ・キャンプ場復旧、農林水産物販売施設

3-6 復興交付金④

復興交付金の主な使途と取組(2)

効果促進事業等

- 基幹事業に関連して市町村等が自主的かつ主体的に実施する復興事業を支援。ネガティブリスト(※)に該当しないものには基本的に対応するとの方針の下、幅広い事業ニーズに対応。

(※)①市町村等の経常的な経費に充当を目的とする事業、②二重補助となる事業、③専ら個人・法人の負担軽減や資産形成のための事業

(主な活用例)

- ・ 市街地整備等の効率的な促進支援
市街地整備コーディネート、住民合意形成の促進、権利関係調整
- ・ 被災者の生活再建支援
被災者への生活健康相談支援、被災高齢者向け巡回活動支援、被災者へのコミュニティバス運行支援
- ・ 地域ニーズに合ったまちづくりの推進
災害公営住宅建設に伴う児童ふれあい施設の整備事業、災害公営住宅周辺の憩いの場整備、都市下水路のポンプ場整備事業、区画整理区域内の通信施設の既設管路の移設補償、盛土材の仮置場支援、仮設ポンプ設置(内水排除対策)支援、消防屯所の新築整備事業、駅前駐輪場整備、埋蔵文化財収蔵庫整備、私立幼稚園用地整備、グラウンド照明設備の整備事業、不登校の小中学生を対象とした適応指導教室の復旧整備
- ・ まちづくりに合わせた防災機能の向上
津波避難タワーの整備、防災行政無線のための屋外放送塔整備、津波避難シミュレーション調査、防災用備蓄倉庫・耐震性貯水槽の整備
- ・ 産業、観光業の復興等にぎわいの再生支援
一定の利用見込みのある商業・産業用地の嵩上げ、水産加工団地整備のための計画策定、農林水産物のPR・販売促進、砂浜の再生調査・整備、水族館の水槽整備、スポーツ交流拠点ビジョン策定、震災遺構保存に向けた調査

- また、事業実施主体に関する運用を弾力化し、県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、効果促進事業等を実施することを可能に。

例：県の農地圃場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能

3-6 復興交付金⑤

復興交付金の主な使途と取組(3)

効果促進事業等の一括配分の実施

- 復興まちづくりの根幹をなす5事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化のため、県及び市町村に、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡し。内訳書の提出により、自治体の判断による迅速な事業実施が可能。
- 第5回配分において、県への一括配分を創設。また、一括配分で実施可能な対象事業を限定列举したポジティブリストを廃止。
- (※)漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業の5事業

被災地の要望への対応

- そのほか、被災地の負担軽減のため、要望を踏まえて以下の対応を実施。

・復興交付金基金の活用

7県と90市町村において復興交付金の受け皿となる基金を設置(25年3月現在)。
繰越等の手続なく予算執行が可能。

・交付決定前の事業着手

特例的に交付決定前の事業着手が可能(これまで約50件活用(25年3月現在))。

・事務手続の簡素化

制度創設より申請書類の1/3を廃止するなど、事務手続を大幅に簡素化。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について①

※ 総務省まとめ

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対応することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について②

※ 総務省まとめ

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	基金名	基金規模	特別交付税 措置額	復興基金活用額		〈 参 考 〉		備 考
				平成23年度 (実績額) (①)	平成24年度 (当初予算) (②)	復興基金活用 累計額 (①+②)	〔うち市町村へ の交付金〕	
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	4,000	1,266	5,266	(4,000)	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	22,180	5,593	27,773	(21,000)	基金規模には、 寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	73,199	66,000	48,441	5,270	53,711	(33,000)	基金規模には、 寄附金を含む
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	28,612	5,718	34,330	(28,500)	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	14,000	14,000	7,354	2,402	9,756	(7,000)	
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,000	4,000	2,000	780	2,780	(2,000)	
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	0	2,000	2,000	(2,000)	
新潟県	(財)新潟県中越地震復興基金	1,000	1,000	510	92	602	(500)	財団において特 別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	0	0	0	今後、栄村震災復興計画に基づき、 所要額を栄村に交付予定	
合 計		203,799	196,000	113,097	23,121	136,218	(98,000)	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額)	交付金活用額		〈 参 考 〉 交付金活用累計額 (①+②)	備 考
			平成23年度 (実績額) ①	平成24年度 (当初予算) (②)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	29	483	512	
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	2,232	1,269	3,501	
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	1,627	4,336	5,963	
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	76	6,961	7,037	
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	1,497	1,618	3,115	
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	50	470	520	
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	2,000	—	0	0	
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	64	197	261	
長野県	長野県栄村復興交付金	0	—	—	0	今後、栄村に所要額が 交付される予定
合 計		98,000	5,575	15,334	20,909	

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について③



復興庁

Reconstruction Agency

※ 総務省まとめ

「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（９８０億円）

○地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（２０億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域住民の足の確保のためのバス運行等に対する支援など

【住宅対策】（２０億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 住宅再建時における県産材の活用支援 など

【教育文化対策】（３０億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（２００億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や家畜用飼料等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（９０億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（２０億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への補助
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

【生活支援における事業例】

- 仮設住宅の被災者のための、通院、買い物等に係る循環バス・乗合タクシー等の運行支援
- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設・小中学校における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について④

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

○ 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

○ 対象経費：住宅再建支援に要する経費

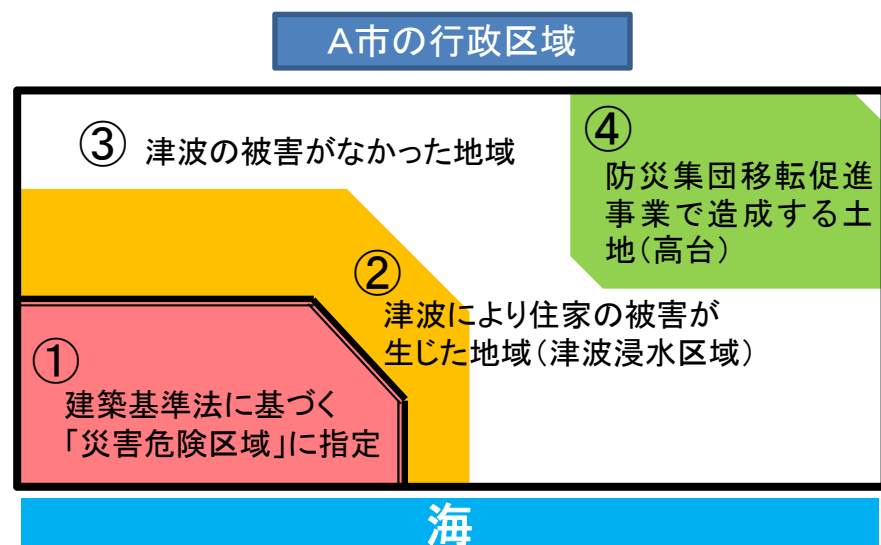
①土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

②土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

○ 交付額

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
（被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成）

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合 計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-8 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）



復興庁

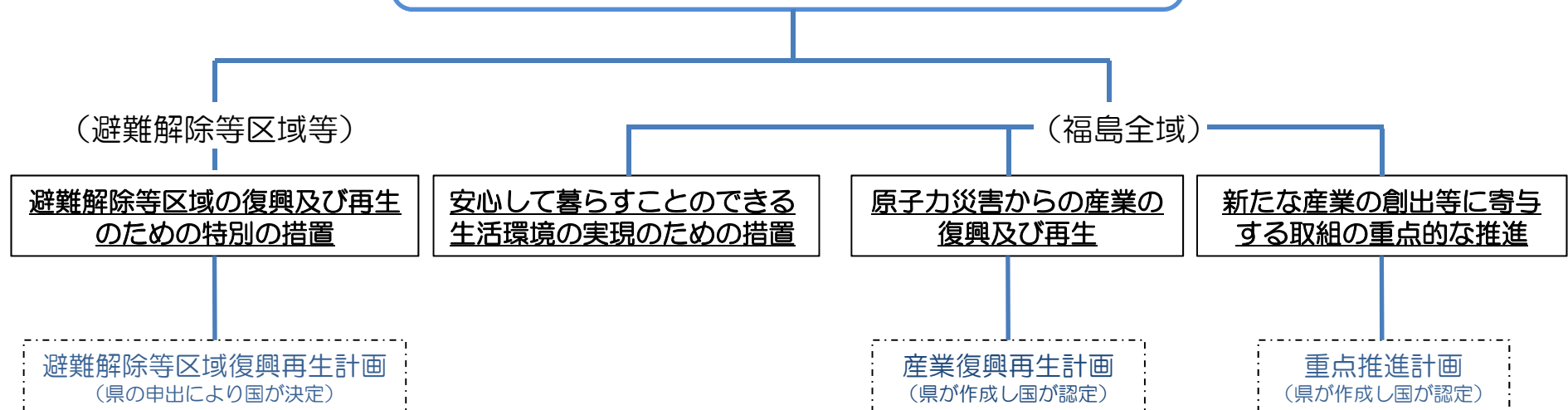
Reconstruction Agency

（平成24年3月31日施行）

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- ・基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など

福島復興再生基本方針（閣議決定）



福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

避難者・帰還者に対する生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

その他（見直しの検討）

施行後3年以内に、課税の特例を含め、法律の規定を見直し



（平成24年7月13日閣議決定）

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

3-8 福島復興に向けた制度③（子ども・被災者支援法の概要）

復興庁

Reconstruction Agency

（平成24年6月27日閣議決定）

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

◆主な支援施策

対象地域内で生活する者

- 就学援助
- 食の安全・安心確保
- 自然体験活動

避難先で生活する者

- 住宅の確保
- 学習支援
- 就業支援

対象地域に帰還する者

- 住宅の確保
- 就業支援

その他

- 健康診断

上記にのっとり、
政府が策定

地域住民、避難している
者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域(*)に関する事項 （*）放射線量が、20msv未満だが「一定の基準」以上の地域
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項 等